

政令指定都市を構成市とする 消防組合として



堺市高石市消防組合消防本部
消防長 玉崎 和実

当消防組合は、昭和23年3月に自治体消防発足と同時に堺市外9カ町村消防組合として設立された広域消防の先駆けであります。その後、昭和30年代からの構成市町村の合併により現在の堺市高石市消防組合に至っております。

最近では、平成17年2月の堺市と美原町との合併により、旧美原町消防本部が当消防組合の本部組織に統合され、人口約90万人、面積約161平方キロ、職員数951人(定数963人)の組織となっております。

昨年4月の堺市の政令指定都市移行に伴い、政令指定都市を構成市とする全国的にも珍しい消防組合となりました。

また、当消防組合管内には永年消防団が設置されておりましたが、平成17年2月の美原町との合併により堺市美原消防団が加わり、平成18年2月には高石市消防団が新たに消防組合に設置され、地域防災体制の充実強化が図られました。

当消防組合管内は、西部海浜の平坦地と東南丘陵地帯からなっており、西部臨海地域には化学コンビナートを形成する堺・泉北臨海工業地帯が、また、東南部丘陵には泉北ニュータウンをはじめとする大規模住宅団地が広がり、中間平坦地には、密集市街地を有するほか、世界最大級の陵墓である仁徳天皇陵古墳や中世の「黄金の日々」の面影をとどめる文化遺産が多く、自転車、刃物、敷物、線香、和晒(わざらし)などの伝統産業が盛んであり、多岐にわたる消防需要への対応が求められております。

当消防組合の取組みといたしましては、政令指定都市を構成市とする消防組合にふさわしい消防体制とするため、平成18年4月に東消防署を新たに設置するなど各行政区に消防署を配置し、消防体制の強化を図るとともに、年々増加する救急需要に対応するため平成18年10月に救急隊2隊を増隊し、救急隊18隊体制としたほか、救急車の適正利用を呼びかける積極的な広報活動を行っております。

また、近い将来発生が予測される東南海・南海地震や国際情勢の緊迫化に伴うテロ災害等の発生が危惧される中、これら大規模災害や特異災害に迅速的確に対応できるよう、震災関連施策をはじめコンビナート災害対策など各種警備計画の再検討及び再構築を図ってまいりたいと考えております。

特に、今年度はテロやNBC災害に対応するため特殊災害対応自動車を新たに整備するとともに、救助工作車ほか必要救助器具の整備を行い特別高度救助隊を発足する予定です。

一方、火災予防に関しては、住宅火災による死者を減少させるため、住宅用火災警報器の普及促進を関係団体の協力の下に推し進めるほか、防火訪問や住宅防火診断の実施、消防音楽隊による広報活動等を通じ住民の防火意識のより一層の向上を図ってまいります。

堺市が政令指定都市となったことを契機として、輝かしい歴史と伝統のある先人の「進取の気風」、「自由と自治」の精神を受け継いだ、個性、創造性、進取性をもった“オンリーワン”の「災害に強い安心・安全なまちづくり」を積極的に推進するため、消防職員全員が一丸となって地域に密着した消防行政を展開し、消防防災行政のより一層の充実強化に取り組んでまいりたいと考えております。

消防の動き



平成19年
5月号

No. 434

- カラオケボックスの防火対策に関する調査結果及び違反是正の徹底について
- 「火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令」等について
- 危険物の規制に関する規則等の一部改正について
- 消防団員確保アドバイザー派遣制度の実施

FDMA
住民とともに

総務省消防庁
Fire and Disaster Management Agency



カラオケボックスの防火対策に関する調査結果及び違反是正の徹底について

予防課

1 経緯

平成19年1月20日(土)に兵庫県宝塚市内にあるカラオケボックスにおいて、死者3人、負傷者5人を出す火災が発生しました。

この火災を受けて、消防庁では、類似の火災の発生を防止するために、カラオケボックスにおける防火対策の状況について再点検を行い、消防法令違反等の防火安全上の不備事項の是正を図るため、「カラオケボックスに係る防火対策の状況の再点検実施について」(平成19年1月23日付け消防予第30号。以下「再点検通知」という。)により、カラオケボックスの全国調査を実施しました。

今般、この調査結果を取りまとめ、「カラオケボックスの防火対策に関する調査結果及び違反是正の徹底について」(平成19年3月6日付け消防予第83号)により、全国の消防機関に対し周知し、早期の違反是正の徹底を図るとともに、今後の防火安全対策の検討に資するための追加調査を行うこととしたので、その概要についてお知らせします。

2 調査結果について

全国調査の結果は、別表のとおりですが、これによると、6,758施設のうち4,751施設、全体の70.3%に何らかの消防法令違反がみられ、非常に高い違反率となっています。

違反の内容としては、防火管理者の未選任及び防災規制の違反が多く、それぞれ全体の3分の1以上の施設で違反となっています。消防用設備等については、維持管理面での違反が比較的多くみられるものの、屋内消火栓設備については、本来、設置義務のないものが、開口部をふさいだことにより無窓階となって設置義務が生じ、違反となっている事例が多くみられました。

また、その他の消防法令違反では、物件存置等による避難施設管理の不備、消火・通報・避難等の訓練未実施などが多く見受けられ、全体として管理面での不備が主な違反の要因となっています。

このような調査結果を踏まえ、早期に違反是正を図る等、引き続きカラオケボックスにおける防火安全対策の徹底を図る必要があります。

3 追加調査事項

(1) 違反是正状況に関するフォローアップ調査

再点検通知で調査対象としていたカラオケボックスについて、3月31日時点での違反是正状況の把握を行っています。

(2) カラオケボックス火災事例

過去5年(平成14年1月1日から平成18年12月31日まで)にカラオケボックスで発生した火災事例の全数を把握し、より詳細な火災原因等の分析を行っています。

4 火災を踏まえた対応について

消防庁では、この結果を受けて、カラオケボックスの経営者の団体である日本カラオケスタジオ協会に対し、「カラオケボックスの防火対策に関する調査結果及び消防法令遵守の徹底について」(平成19年3月6日付け消防予第90号)を発出し、会員店舗等に再点検実施結果の周知及び消防法令遵守の徹底を要請しました。

また、消防庁に設置されている「予防行政のあり方に関する検討会」において、現在進めている火災原因調査等を踏まえつつ、カラオケボックスやカラオケボックスと類似の危険性を有する小規模施設における防火安全性の確保を図るため、立入検査や安全対策のあり方等について検討しています。

カラオケボックスの防火対策に関する全国調査結果

(平成19年2月9日報告分)

○施設数

6,758 施設

○使用状況

| | 施設数 | 割合 |
|---------------------|-------|-------|
| 建物すべてをカラオケボックスとして使用 | 2,524 | 37.3% |
| 建物の一部をカラオケボックスとして使用 | 4,234 | 62.7% |

○消防法令違反の状況

| | 違反件数 | 違反率 |
|---------------------|-------|-------|
| (1) 何らかの消防法令違反があるもの | 4,751 | 70.3% |

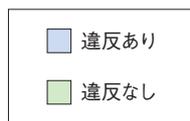
※施設によっては複数の違反があるため、違反件数は、以下の(2)～(5)の合計にならない。

| | 義務あり | 違反件数 | 違反率 | 内、未設置による違反件数 | 内、未設置による違反率 | |
|----------------|-----------------|-------|-------|--------------|-------------|---------|
| (2) 消防用設備等 | 消火器具 | 6,554 | 1,049 | 16.0% | (167) | (2.5%) |
| | 屋内消火栓設備 | 1,325 | 286 | 21.6% | (159) | (12.0%) |
| | スプリンクラー設備 | 600 | 65 | 10.8% | (12) | (2.0%) |
| | 自動火災報知設備 | 5,407 | 1,251 | 23.1% | (260) | (4.8%) |
| | 消防機関へ通報する火災報知設備 | 1,407 | 1 | 0.1% | (1) | (0.1%) |
| | 非常警報設備(器具) | 3,698 | 430 | 11.6% | (214) | (5.8%) |
| | 避難器具 | 3,048 | 752 | 24.7% | (232) | (7.6%) |
| | 誘導灯 | 6,049 | 1,373 | 22.7% | (202) | (3.3%) |
| | その他の消防用設備等 | 954 | 59 | 6.2% | (11) | (1.2%) |
| (3) 防火管理等 | 防火管理者選任 | 6,297 | 2,228 | 35.4% | — | — |
| | 防災規制 | 6,714 | 2,605 | 38.8% | — | — |
| (4) 使用開始届 | 6,758 | 1,205 | 17.8% | — | — | |
| (5) その他の消防法令違反 | 6,758 | 2,599 | 38.5% | — | — | |

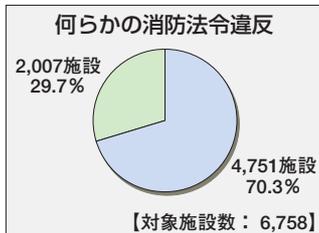
カラオケボックスに関する主な消防法令違反の状況

カラオケボックス施設数

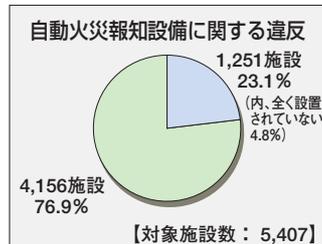
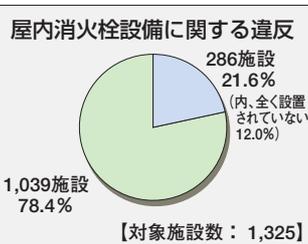
6,758 施設



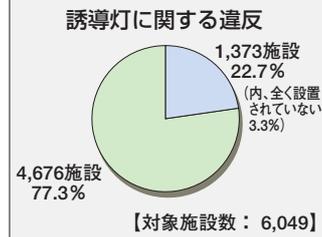
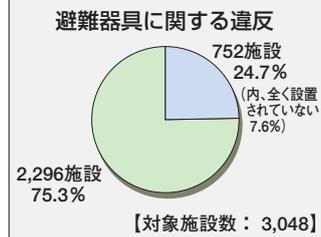
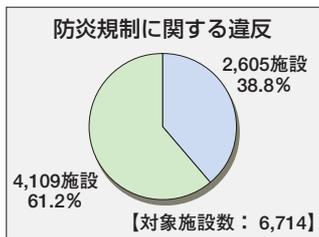
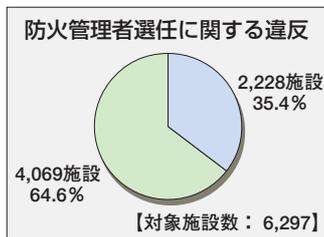
消防法令違反の状況



消防用設備等の状況



防火管理等の状況





「火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令」等について

予防課

I. 改正の背景

「火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令」（平成19年総務省令第30号）、「中継器に係る技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令」（平成19年総務省令第31号）及び「受信機に係る技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令」（平成19年総務省令第32号）（以下「感知器等改正省令」という。）が、平成19年3月26日に公布されました。

今回の改正は、平成17年度に消防庁に設置した「ユビキタス機能を応用した高機能自動火災報知設備の開発に関する検討会」において、一般の防火対象物と比較して住宅は小規模であり、無線による火災信号の通信が容易に行えることが実験により確認されたことを踏まえて行うものです。

II. 感知器等改正省令の内容

感知器等改正省令は、住宅用防災報知設備（住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令第2条第2号に規定するものをいう。）に用いる感知器、中継器及び受信機（以下「感知器等」という。）について、無線によって火災信号を発信又は受信する機能を有するものを利用できることとするため、必要な試験方法等について定めるほか、必要な用語の定義を定めるとともに、JIS規格の廃止等に伴い、規定を整備するものです。

以下、個別の省令について説明していきます。

第1 改正内容

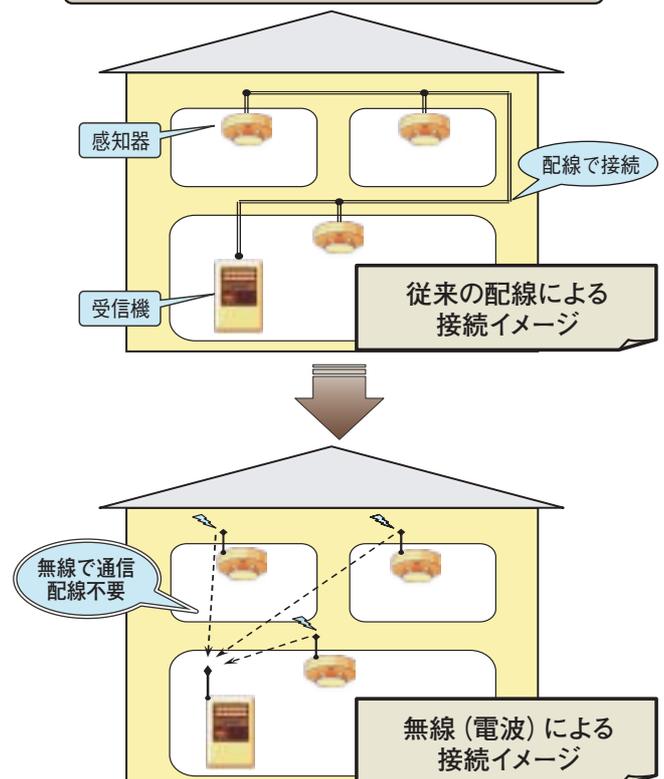
- 1 火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令について
 - (1) 無線式感知器の定義を定めたこと。（第2条関係）
 - (2) 無線式感知器等に関する試験方法等について定めたこと。
 - 一 無線式感知器の構造及び機能（第8条関係）
 - 二 外光試験等（第10条関係）
 - (3) その他 JIS規格の廃止等に伴い、規定の整備を行ったこと。
- 2 中継器に係る技術上の規格を定める省令について
 - (1) 無線式中継器の定義を定めたこと。（第2条関係）
 - (2) 無線式中継器に関する試験方法等について定めたこと。
 - 一 無線式中継器の構造及び機能（第3条関係）
 - 二 電磁波試験（第12条の2）
 - 三 振動衝撃試験（第12条の3）
 - (3) その他 JIS規格の廃止等に伴い、規定の整備を行ったこと。

- 3 受信機に係る技術上の規格を定める省令について
 - (1) 無線式受信機の定義を定めたこと。（第2条関係）
 - (2) 無線式受信機に関する試験方法等について定めたこと。
 - 一 無線式受信機の構造及び機能（第13条の2関係）
 - 二 電磁波試験（第19条の2）
 - (3) その他 JIS規格の廃止等に伴い、規定の整備を行ったこと。

第2 施行期日等

- 1 感知器等改正省令は、公布の日（平成19年3月26日）から施行することとされたこと。
- 2 感知器等改正省令の施行の際、現に日本消防検定協会の行う検定対象機械器具等についての試験を申請している感知器等に係る試験については、従前の例によることとされたこと。
- 3 感知器等改正省令の施行の際、現に型式承認を受けている感知器等及び前項の規定により従前の例によることとされた試験の結果に基づいて型式承認を受けた感知器等に係る型式承認は、改正後の感知器等の技術上の規格を定める省令の規格による型式承認とみなすこととされたこと。

住宅用防災報知設備の無線化イメージ





危険物の規制に関する規則等の一部改正について

危険物保安室

1 背景

近年、電力の負荷平準化のための電力貯蔵等を目的として、ナトリウム・硫黄電池（以下「NaS電池」という。）の実用化が進展しています。このNaS電池は、第二類の危険物である硫黄と第三類の危険物であるナトリウムを利用していますが、これまでの技術基準では、異なる類の危険物を同時に収納する形態は想定されていませんでした。

このようなことから、NaS電池の貯蔵・運搬等を円滑化するため、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件が平成19年3月12日に公布、同4月1日に施行されました。

以下、主な改正点の概要について紹介します。

2 運搬等の技術上の基準の改正

(1) 運搬の基準

これまで、運搬容器については、NaS電池のように類の異なる危険物を一つの外装容器に収納することは認められていませんでしたが、特例として、電池の構成材料として類を異にする危険物を収納する場合など、同時収納の必要があり、安全上支障のない一定の場合には、類の異なる危険物を収納できることとしました。あわせて、収納率等の特例を認めることとしました。

また、類の異なる危険物は一定の組み合わせを除いて同時に積載することができませんが、類を異にする危険物を収納した容器については、同時に積載することができることとしました。

(2) 貯蔵の基準

貯蔵所においては、原則として類を異にする危険物を同時に貯蔵することはできま

せんが、(1)により類の異なる危険物を収納した容器については、屋内貯蔵所において貯蔵することができることとしました。

3 二重殻タンクの強化プラスチック製の外殻の点検方法の改正

二重殻タンク（内殻と外殻の二重構造となっている地下タンク）については、外殻が強化プラスチック製の場合には、定期的に外殻の漏れの点検を実施しなければならないこととされています。

その点検方法については、これまで原則としてガス加圧法（内殻と外殻との間げきをガスで加圧して漏れの有無を確認する方法）で行わなければならないこととされていましたが、内殻が鋼製の二重殻タンクについては、新たに減圧法（内殻と外殻との間げきを減圧して漏れの有無を確認する方法）を認めることとしました。

危険物の規制に関する規則等の一部改正の概要

ナトリウム・硫黄電池の実用化の進展等

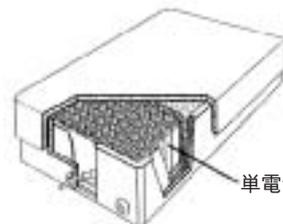


NaS電池(単電池)

ナトリウム・硫黄電池(NaS電池)

硫黄を正極(+)に、ナトリウムを負極(-)に利用した二次電池

- エネルギー密度が高く、高効率、長寿命といった特長
- 非常時電源や電力の負荷平準化のための電力貯蔵システム等に用いられる。



NaS電池(モジュール電池)

- ※危険物との関係
- 硫黄：第二類の危険物(可燃性固体)
 - ナトリウム：第三類の危険物(自然発火性物質及び禁水性物質)

安全上支障がなく、かつ、一定の必要性が認められる場合に限り、類を異にする危険物を同時に収納した容器による運搬・貯蔵を可能とするため、技術基準の整備を行う。



消防団員確保アドバイザー派遣制度の実施

防災課

かつて約200万人いた消防団員が今では90万人を割ろうとしており、このまま消防団員の減少が続くと、地域防災力の低下が懸念される危機的な状況となっています。

消防庁ではこのような状況を踏まえ、消防団員の減少に歯止めを掛けるために、消防庁長官が消防団員を確保する知識や経験を有する方を「消防団員確保アドバイザー」として委嘱し、都道府県や市町村等へ派遣する「消防団員確保アドバイザー派遣制度」を平成19年4月1日からスタートさせ、消防団員の確保の具体的な助言、情報提供等の積極的な支援を行うこととしています。

1 消防団の現状

消防団は、消火活動はもとより、大規模災害の対応や有事における国民保護の必要性から考えると、地域住民の安心・安全を確保するためには欠かせない組織で、今後とも大いに活躍することが期待されているところです。

しかしながら、消防の常備化の進展、人口の過疎化、少子高齢化社会の到来や産業・就業構造の変化等に伴い、全国的にみて消防団員は減少傾向にあります。

2 「消防団員確保アドバイザー派遣制度」について

(1) 開始年月日

平成19年4月1日

(2) 制度の内容

本アドバイザー派遣制度は、地方公共団体の要請に基づき、消防団員確保アドバイザーを当該地方公共団体に派遣して、団員の確保の具体的な方策等をアドバイスする制度です。

- 消防団員の確保に関する情報提供等
- 消防団員の確保にあたっての具体的手順等に関する

助言等

(3) アドバイザー

全国の市町村、消防本部、消防団等の方々の中から都道府県の推薦等を受け、消防団員の確保の推進等に必要十分な豊富な知識又は経験を有する人をアドバイザーとして認定しました。 ※28名（平成19年4月1日現在）

(4) 派遣までの手続き

派遣を希望する団体は、指定様式により消防庁に依頼してください。（都道府県は直接消防庁に、市町村・一部事務組合等は都道府県を經由して消防庁に依頼してください。）

(5) 派遣対象

都道府県及び市町村（消防団の事務を処理する消防本部又は一部事務組合等を含む。）等です。



《消防団員確保アドバイザー委嘱状代表受領者》

| | | |
|-----|--------------|--------|
| 右から | 藤岡市消防団 団長 | 根岸敏男氏 |
| | 東京消防庁 消防団課長 | 須藤國夫氏 |
| | 消防庁 長官 | 高部正男 |
| | 松山市消防局 総務課主幹 | 岡本桂成氏 |
| | 長野県消防協会 参与 | 五十嵐幸男氏 |

（※職名等は委嘱状交付式平成19年3月22日現在）

3 派遣要綱

(目的)

第1条 消防団員の確保を積極的に推進支援するため、消防団員確保アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を地方公共団体に派遣するために必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 アドバイザーは、地方公共団体における消防団員の確保を推進するための具体的な方策に関する助言、情報の提供等を行うものとする。

2 前項の助言、情報の提供方法等の内容は、概ね次のとおりとする。

- (1) 消防団員の確保に関する情報提供等
- (2) 消防団員の確保にあたっての具体的手順等に関する助言
- (3) その他、消防団員の確保の推進に必要な業務

(委嘱)

第3条 アドバイザーは、都道府県等の推薦により、消防団員の確保の推進等に必要な豊富な知識又は経験を有する者のうちから消防庁長官が委嘱する。

(任期)

第4条 アドバイザーの任期は、原則として2年とする。ただし、再委嘱を妨げない。

(派遣の対象団体)

第5条 アドバイザーの派遣の対象は、都道府県及び市町村（消防団の事務を処理する消防本部又は一部事務組合等を含む。以下「対象団体」という。）とする。

(依頼)

第6条 アドバイザーの派遣を希望する派遣対象団体は、別紙様式により必要事項を明らかにして、都道府県にあっては直接、市町村、一部事務組合等にあっては都道府県を経由して、消防庁に依頼するものとする。

(派遣の決定)

第7条 消防庁は、派遣対象団体からアドバイザーの派遣の依頼があったときは、必要と認められる専門分野のアドバイザーを派遣するものとする。

(報告)

第8条 アドバイザーの派遣を受けた対象団体は、その結果を消防庁に報告するものとする。

(守秘義務)

第9条 アドバイザーは、第5条の業務の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。アドバイザーを退いた後も同様とする。

(経費)

第10条 アドバイザーの派遣事業に関する経費は、原則として、消防庁の負担とする。

(委嘱の取消し)

第11条 消防庁長官は、アドバイザーが次の各号の一に該当することとなったときは、アドバイザーの委嘱を取り消すものとする。

- (1) 業務上知り得た秘密を漏らしたとき。
- (2) 業務の執行を怠ったと認められるとき。
- (3) その他本事業の目的又は内容を逸脱した行為を行ったと認められるとき。
- (4) 心身の故障のため業務に支障をきたすと認められるとき。

(その他)

第12条 アドバイザーに関する庶務は、消防庁国民保護・防災部防災課で処理する。

2 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行するものとする。

セルフスタンドにおける給油時の安全確保に関する 検討会報告書の概要について

危険物保安室

I 背景

セルフスタンド(顧客に自ら自動車等に給油させ、又は灯油若しくは軽油を容器に詰め替える給油取扱所)において給油中の燃料の吹きこぼれがあったことから、石油連盟、全国石油商業組合連合会、社団法人日本自動車工業会及び日本ガソリン計量機工業会の4団体により、ガソリンの吹きこぼれに関する実態調査が行われ、調査結果を取りまとめた「ガソリン吹きこぼれに関する実態調査報告書」が平成18年7月、消防庁に報告されました。

消防庁では、報告結果を踏まえ、直ちに「セルフスタンドにおける給油時の安全確保に関する検討会」(委員長：平野敏右 千葉科学大学学長)を設置し、検討を行い、結果を報告書に取りまとめましたので、その内容を紹介します。

II 検討事項

セルフスタンドの給油時における次の事項について、検討することとしました。

1. 燃料の吹きこぼれの発生状況の把握及び対策
2. 静電気による火災の発生状況の把握及び対策

III 検討結果

1. 燃料の吹きこぼれについて

吹きこぼれに関するアンケート調査の実施、セルフ給油の実態調査・検証の実施、これらを踏まえた原因の考察及び対策の検討を行いました。

(1) 燃料の吹きこぼれに関するアンケート調査の実施

フルサービス方式のガソリンスタンド(従業員が給油を行う給油取扱所)の従業員にアンケート調査を実施した結果、「満量停止装置(燃料が満タンとなったことを感知し、給油を停止させる装置)が作動せず、吹きこぼれを生ずる車」と「満量停止装置が作動し、給油が途中で止まる車」があることが回答されました。

(2) 検証の実施

ア. セルフスタンドでのガソリン吹きこぼれ実態調査
財団法人日本自動車研究所が、セルフスタンド4施設におけるセルフ給油について実態調査を行いました。その結果、約1%の給油において吹きこぼれが発生していること、この原因としては、いずれも「継ぎ足し給油」など不適切な給油により発生していることが把握されました。

イ. セルフスタンドでの実給油による検証

(1)のアンケートの結果も踏まえ、セルフスタンドにおいて、7種類の自動車にセルフ給油を行いました。その結果、吹きこぼれが発生した自動車はありませんでした。なお、一部の自動車において、燃料が満量になる前に、満量停止装置が作動する場合があることが確認できました。

ウ. 原因の考察

燃料の吹きこぼれは、満量停止装置が作動しない場合又はその作動が遅い場合に発生しますが、これらの原因としては、①よそ見や継ぎ足し給油など不適切な方法による給油、②給油ノズルの検知センサー部分の変形等による満量停止装置の故障によることが挙げられました。

エ. 対策

前記を踏まえ、次の対策が取りまとめられました。

○セルフスタンドにおける適切な給油方法の周知

現在周知されている燃料吹きこぼれに対する注意事項を次のように改め、消防庁、関係団体等において、セルフスタンドにおける適切な給油方法の周知を徹底すること。

なお、車種に固有の給油ノズルに応じた適切な給油方法がある場合には、自動車メーカーはユーザーに対し周知を図ること。

【セルフスタンドにおける適切な給油方法】

- (1) 給油ノズルを止まるところまで確実に差し込む。
- (2) 給油ノズルのレバーを止まるところまで確実に引く。
- (3) 自動的に給油が止まったら、それ以上の給油はしない。
- (4) 給油後は、給油ノズルを確実に元の位置に戻す。

給油開始後、早期に満量停止装置が作動し給油できない場合には、給油方法についてセルフスタンドの従業員の指示を仰ぐ。

(このような状況が繰り返し発生する場合には、自動車メーカーに相談する。)

○給油ノズル等の維持管理

給油ノズル等について法定点検に加えて日常点検を行い、満量停止装置の検知センサー部に損傷がないか等、基準に適合したものであることを確認するよう再度周知徹底すること。

○給油ノズルにスプラッシュガードを設置

万が一、燃料が吹きこぼれても、燃料が人体にかかるのを防ぐため、給油ノズルにスプラッシュガードを設置すること。

2. 静電気による火災について

セルフスタンドにおいて発生した静電気火災について、原因の分析及び対策の検討を行いました。

(1) 火災発生原因等

セルフスタンドの設置が可能となった平成10年から平成17年までに発生した静電気による火災18件について、給油者の行為等静電気が除去されなかった要因について分析を行いました。

ア 給油キャップ開放時の火災

平成13年及び14年の2年間で5件と多く発生したが、その後、静電気除去シートの設置等により減少しています。

イ 給油中の火災

近年増加しているが、その要因として、給油ノズルのレバー及び握りの部分（給油中、給油ノズルの手で握る部分）の材質に導電性がないため、給油中に発生した静電気が除去されなかったためと考えられます。

(2) 対策

上記を踏まえ、次の対策が取りまとめられました。

○給油キャップ開放時の火災

給油キャップ開放時の火災防止のためには、これまで実施してきた静電気除去シートに触れることの周知をさらに徹底していくこと。

○給油中の火災

給油ノズルのレバー及び握り部分の材質に導電性がなく、給油中に発生した静電気が除去されなかったために発生したことが考えられることから、給油ノズルの給油中手で握る部分の一部又はすべてを導電性が有るものに変更する必要があること。

IV その他

消防庁では、検討結果を踏まえ、直ちに「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における給油時の安全対策について」（平成19年3月16日付け消防危第61号）を発出し、給油中の静電気火災や燃料の吹きこぼれを防止するために実施すべき事項について周知徹底を図りました。

消防本部の研究部門等との連携のあり方 検討報告書の概要について

消防技術政策室

近年の災害は、大規模化・特殊化が著しく、また、東海地震、東南海・南海地震等の大地震、NBCテロや過密都市災害など新たな形態の災害発生が懸念されることから、消防に対しては、迅速かつ高度で効果的な消防防災活動を展開することが強く期待されています。このような期待に応えるためには、消防防災資機材の高度化もさることながら、消防防災科学技術に関する研究開発が極めて重要なものとなり、より災害現場等に密着した実践的な技術開発・応用研究を行い、その成果を消防防災活動にフィードバックさせることが必要となってきます。

国や消防本部における消防防災の科学技術に関する研究開発の現状を見てみると、国では消防大学校消防研究センター（以下「消防研究センター」という。）が、火災等の災害（大規模火災、地震等自然災害、テロ等特殊災害、新規危険物質、コンビナート等）に関する消防防災科学技術の研究を担っていますが、限られた研究資源を最大限活用して、国として解決すべき重要課題に優先して取り組むこととなっています。

一方、消防本部においては、研究部門を有している消防本部もありますが、その実施する研究開発等は火災原因調査、鑑識、資機材の開発・改良等の範囲に限られている場合が多いと考えられ、また、消防防災活動に係る資機材等の技術開発・改良改善等については、類似の課題を複数の消防機関が実施している、成果の活用についても当該消防本部にとどまっている等、必ずしも効果的な研究体制や情報の共有・普及促進等の仕組みが整備されていないなどの状況が見られます。

このような状況を踏まえ、消防本部における消防防災科学技術の高度化を推進し、大規模化、特殊化の著しい近年の災害等に適切に対応するためには、国と消防本部がそれぞれの役割を担い、相互に連携協力して、大学、研究機関、民間企業等とも連携し

つつ、災害現場等に密着した実践的な技術開発・応用研究などを効果的に進めることのできる仕組みを確立することが急務であると考えられます。

また、国と消防本部の連携については、昨年、「独立行政法人消防研究所の解散に関する法律案」の衆参両議院の総務委員会における採決に伴う附帯決議においても、安心・安全に暮らせる社会を目指し、消防防災に関する科学技術の振興を図るため、「国（消防研究センター）は、消防本部の研究部門との連携を図ること。」とされたところです。

これらのことを背景に、国と消防本部の研究部門等との連携のあり方について、消防庁、消防本部、関係機関等の職員等から構成される検討会を設置し、科学技術に関する情報の共有・普及促進、消防本部において科学技術関係の業務を担う人材の育成、消防本部における研究開発（科学技術）体制の整備などの観点を中心に総合的に検討を行い、その結果を報告書として取りまとめましたので、その概要等を紹介します。

まず、報告書は、次の4章から構成されています。

第1章 検討の概要

第2章 消防防災分野における研究開発等の現状

第3章 消防本部の研究部門等との連携のあり方

第4章 まとめ

以下、それぞれの章について概要を説明します。

第1章 検討の概要

消防本部の研究部門等との連携のあり方検討会（以下「検討会」という。）の検討目的、検討事項、検討体制が記載されています。因みに、検討会は、消防庁、消防本部、関係機関等の22名の委員から構成され、3回の検討会を開催しています。

第2章 消防防災分野における研究開発等の現状

消防防災分野における研究開発の現状や研究開発等に係る課題等が記載されています。

国(消防庁)における研究体制は、前述したように消防研究センターでは災害・事故等を、①大規模火災、②テロ等特殊災害、③コンビナート、④地震等自然災害、⑤新規危険物質対策の5つの分野に区分し、研究を行うこととしています。

また、消防本部における研究開発の現状では、現在、9つの政令市消防本部が研究部門を有していますが、いずれも専門の研究員ではなく消防吏員が配置されており、配置人員・研究費等は消防本部により大きな違いがあるとしています。一方、研究部門を有さない消防本部においても、火災原因の究明に関する研究や消防装備の開発・改良等が実施されています。しかし、消防防災分野における研究開発等については、一般的に、①消防防災という特殊な分野であり市場が限定される、②開発費等を価格に反映させると高額又は回収できない、③市場原理のみでは研究開発が積極的に行われにくいなどの全般的な課題があります。

また、国(消防庁)や消防本部における、それぞれの課題を整理しています。

第3章 消防本部の研究部門等との連携のあり方

消防本部の行う火災等の災害時における消防防災活動や火災の予防・拡大防止等の対応には、消防防災に関する科学技術が不可欠であるとして、第2章で掲げた課題等を踏まえ、消防庁(消防研究センターを含む)、消防本部等とがそれぞれの役割分担に応じて、次のような連携の枠組みを構築することが必要であるとしています。そして、それぞれの項目について具体的な方策が述べられています。

① 消防防災の科学技術に関する情報を共有する仕組みの構築

消防庁と消防本部、さらに大学・研究機関、民間企業等が消防防災の科学技術に関する情報(消防防災の科学技術の現状、現場のニーズや最先端の科学技術のシーズに関する情報、研究開発成果等)を共有するための仕組みを構築する。

② 消防防災科学技術に関する高度・専門技術者の養成

消防大学校・消防研究センターへ職員を派遣するなど、消防本部において研究開発、火災原因調査等の科学技術に関する業務の中核となる職員を

養成する。

③ 消防本部における研究部門等の設置等による連携体制の充実

消防本部に原則として研究(科学技術)部門等又は担当者を配置し、科学技術に関する情報等の窓口や科学技術に関する業務の一元化を図るとともに、消防本部が単独又は連携して研究開発体制を充実するなど、消防研究センターとの連携体制の充実を図る。

第4章 まとめ

まとめでは、この検討会においては、研究部門等を有しない消防本部、特に中小規模の消防本部も視野に入れて、「消防本部の研究部門等との連携のあり方」を中心に、消防本部全体における消防防災科学技術の高度化の推進に資する方策も含めて検討を行い、その結果、実現が早期に可能なものから具体的な実施に当たっては十分な検討を要するものまで様々であるが、今後、具体化できる事項から実施する必要があるとしています。

特に、①消防防災の科学技術に関する情報を共有する仕組みの構築、②消防防災科学技術に関する高度・専門技術者の養成、③消防本部への科学技術の担当部門又は担当者の配置、④消防研究センターによる支援、については早急に具体的な措置を講じることが必要であるとしています。

以上が、消防本部の研究部門等との連携のあり方検討報告書の概要ですが、消防庁では、この報告書を受け、「消防防災科学技術の高度化の推進について」(平成19年3月9日付け消防技第9号)により各都道府県を通じて、各消防本部に通知し、消防防災科学技術の高度化を推進するために今後、優先して実施すべき具体的な方策を提示しています。各消防本部においては、それぞれの実情に応じ、消防防災の科学技術に関連する業務を実施する体制等の整備を進めていただきたいと考えています。

消防庁としても、今後、この報告書に提示された方策等に基づき、情報共有や人材育成等を図るとともに、これまで以上に消防本部との連携を強固にして、消防防災の科学技術の高度化を推進することとしています。

「国民保護計画データベース」の運用開始

国民保護室

消防庁では、平成19年3月27日より47都道府県の国民保護計画をデータベース化した「国民保護計画データベース」の運用を開始しました。

地方公共団体の担当者はもちろんのこと、地域住民の皆様も消防庁のホームページ(<http://www.fdma.go.jp>)からアクセスして利用することができます。

1 運用開始による効果

消防庁では、「国民保護計画データベース」の活用を通じて、地域住民の皆様の国民保護への理解が深まること、各地方公共団体の国民保護体制がより一層充実することを期待しています。

2 データベースの概要

(1) 搭載データ

47都道府県の国民保護計画のうち「国民保護計画本編」等及び国民保護関連の通知文書等

(2) 各種機能

① 更新等のお知らせ

トップ画面には本データベース使用上の注意やデータ更新等のお知らせが掲示されます。

② 表示機能

登録データを閲覧画面から参照することができます。



消防関連データベース内にある「国民保護計画データベース」ボタンをクリックしてください。



* 消防庁ホームページ



こちらに更新内容が掲示されます。

* トップ画面

③ 頁送り機能

選択した文書を頁送りして閲覧することができます。



④ 検索文字列強調機能

用語を検索して文書を閲覧する場合には、検索文字列を赤枠で強調表示することができます。

検索結果頁送り機能によって(前ヒット頁、次ヒット頁)検索結果のみを見ることができます。

* 閲覧画面 (例)



⑤ 複数文書検索機能

複数の文書を選び、用語を検索すると、検索の結果として文書名、頁数、ヒット頁数等を一覧表示できます。

⑥ ダウンロード機能

フォルダ内文書リスト表示機能を用いて表示させたファイルを指定してダウンロードすることができます。

* 検索画面 (例)



* 複数文書検索画面 (例)

3 これからの予定

各都道府県の国民保護計画に変更があった場合は、逐次更新していきます。
また、今後発出される国民保護関係通知文書等も追加していきます。

平成18年(1月~12月)における火災の概要(概数)

防災情報室

1 総出火件数は対前年比4,200件の減少

平成18年(1月~12月)における総出火件数は5万3,260件であり、前年と比べると、4,200件の減少(-7.3%)となっております。これは、おおよそ1日あたり146件、10分ごとに1件の火災が発生したことになります。

これを、火災種別ごとに見ますと次表のとおりです。

| 種別 | 件数 | 構成比(%) | 前年同期比 | 増減数(%) |
|-------|--------|--------|--------|--------|
| 建物火災 | 31,494 | 59.1% | -1,555 | -4.7% |
| 車両火災 | 6,239 | 11.7% | -391 | -5.9% |
| 林野火災 | 1,574 | 3.0% | -641 | -28.9% |
| 船舶火災 | 102 | 0.2% | -22 | -17.7% |
| 航空機火災 | 1 | 0.0% | -5 | -83.3% |
| その他火災 | 13,850 | 26.0% | -1,586 | -10.3% |
| 総出火件数 | 53,260 | 100.0% | -4,200 | -7.3% |

2 火災による死者は129人の減少、負傷者は312人の減少

火災による死者は2,066人で、前年と比べると129人の減少(-5.9%)となっています。火災による負傷者は8,538人であり、前年と比べると312人の減少(-3.5%)となっています。

3 住宅火災による死者(放火自殺者等を除く)は1,187人で、33人の減少となったものの、4年連続1,000人を超える

建物火災における死者は、1,549人ですが、このうち住宅火災における死者は、1,403人であり、放火自殺者等を除くと1,187人となっています。これを前年と比べると33人の減少(-2.7%)となったものの、昭和61年以来17年ぶりに1,000人を超えた平成15年から、4年連続で1,000人を超えています。

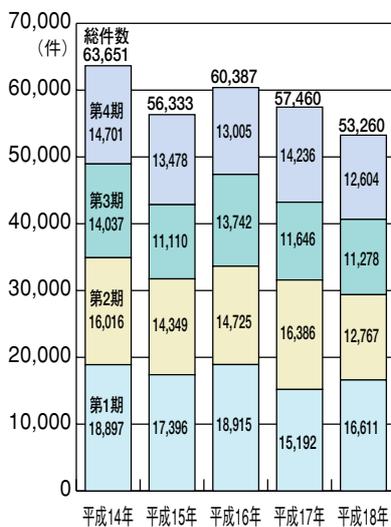
また、建物火災の死者に占める住宅火災の死者の割合は、90.6%で、出火件数の割合58.1%と比較して非常に高いものとなっています。

4 住宅火災による死者(放火自殺者等を除く)の約6割が高齢者

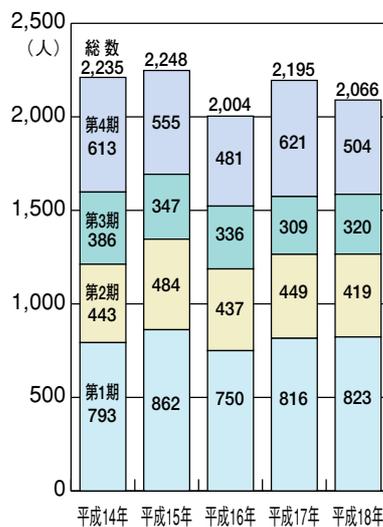
住宅火災による死者(放火自殺者等を除く)1,187人のうち、687人(57.9%)が65歳以上の高齢者です。

また、住宅火災における死者の発生した経過別死者数の前年比較は、逃げ遅れ759人(11人の減・-1.4%)、着衣着火68人(8人の減・-10.5%)、出火後再進入24人(4人の減・-14.3%)、その他336人(10人の減・-2.9%)となっています。

過去5年間の火災の推移

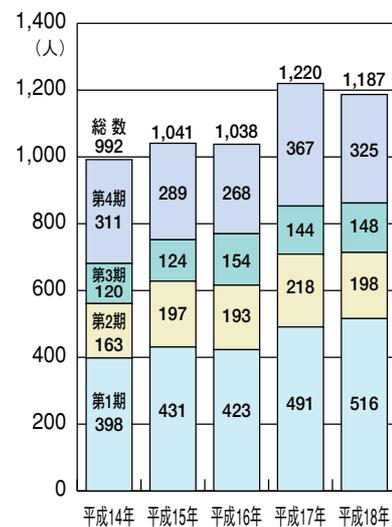


過去5年間の死者の推移



過去5年間の住宅火災における死者の推移 (放火自殺等を除く)

※注:住宅火災死者数は、死者の発生した建物用途による



※第1期(1月~3月)、第2期(4月~6月)、第3期(7月~9月)、第4期(10月~12月)

5 出火原因の第1位は「放火」、続いて「こんろ」

全火災 5万3,260件を出火原因別に見ますと、「放火」6,637件(12.5%)、「こんろ」5,988件(11.2%)、「たばこ」5,132件(9.6%)、「放火の疑い」4,621件(8.7%)、「たき火」2,629件(4.9%)の順となっています。

また「放火」及び「放火の疑い」を合わせると、1万1,258件(21.1%)となっています。

6 住宅防火対策への取組み

平成18年中の住宅火災における放火自殺者等を除く死者数は1,187人となり、前年と比較すると33人の減少ですが、データのある昭和54年以降、最多を記録した前年(1,220人)に次ぐ値となっています。

このことに鑑み、平成18年6月1日に、新築住宅に住宅用防災機器の設置・維持を義務付ける改正消防法が施行されました。また、既存住宅については市町村条例で定める日(平成19年～平成23年)まで猶予されますが、できるだけ早期に設置することが必要です。

このため、平成19年度においては広報、普及・啓発活動の積極的な推進に資するシンポジウムの全国での開催、広報資料の作成配布等、報道機関や消防関係機関等と連携した普及啓発活動を実施することにより住宅用火災警報器早期設置の促進を図ることとしています。

7 放火火災防止対策への取組み

放火及び放火の疑いによる火災は、1万1,258件で、全火災の21.1%を占めています。

消防庁では放火行為の抑制に効果が期待される「放火監視センサーを用いた放火監視機器に係る技術上のガイドライン」の策定を行うとともに、全国5地域に放火監視機器を設置し、効果の検証を行う等、「放火されない環境づくり」による安心・安全な暮らしの実現を目指しています。

8 林野火災への取組み

林野火災の件数は、1,574件で前年と比較し641件の減少(-28.9%)

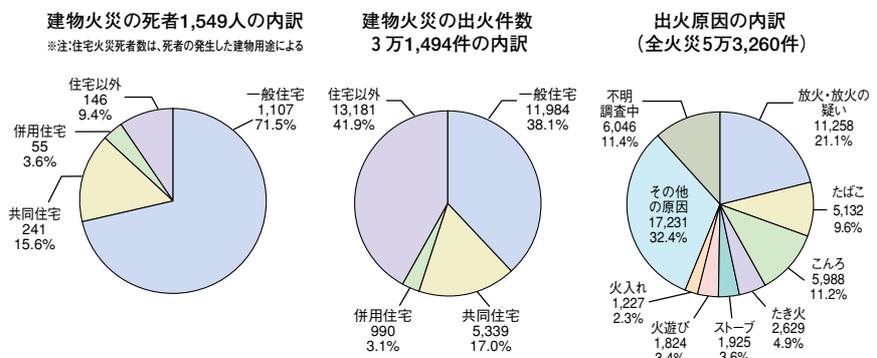
となっています。消防庁では気象通報の運用改善と火災警報の効果的な活用を図るため、7県(岩手、栃木、新潟、三重、広島、山口、熊本)をモデル県として火災気象通報の発表を細分化していく上での効果や課題等を整理しました。

また、毎年、林野庁と共同で山火事防止に取り組んでおり、平成19年についても「伝えたい 森のやさしさ 火のこわさ」という統一標語のもと、様々な広報活動を通じて山火事の予防を呼びかけているところです。

9 石油コンビナート等特別防災区域における防災対策の充実強化

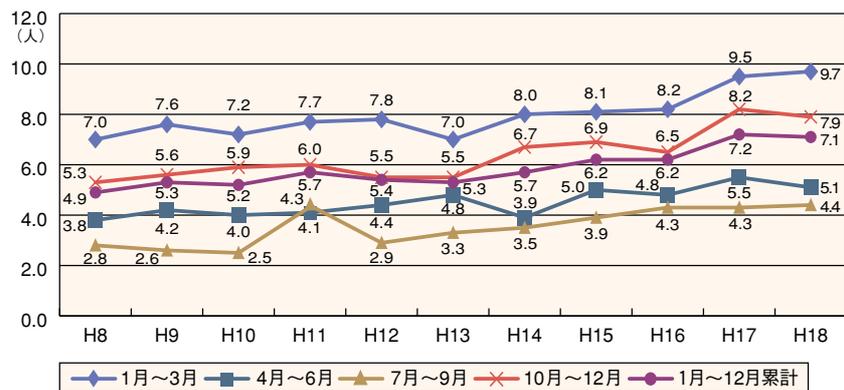
石油コンビナート等災害防止施行令の一部改正が平成17年12月1日に施行されたことに伴い、特定事業者は平成20年11月末までに石油タンク全面火災に対応する大容量泡放射システムを配備することとなります。

消防庁ではこのような状況を踏まえ、「広域共同防災組織に係る石油コンビナート等防災計画のあり方に係る検討会」を設置し、当該検討結果を受け、平成19年1月に「大容量泡放水砲等の配備に伴う石油コンビナート等防災計画の修正等について」として関係都道府県あて通知しました。



住宅火災における死者の発生率

※住宅火災(放火を除く)100件あたりの、住宅火災死者(放火自殺者等を除く)の死者数



少年少女消防クラブフレンドシップ2007 「自分で守ろう みんなで守ろう」

防災課

去る3月26日(月)、全国の少年消防クラブ員やその指導者など約420人が、総務省の講堂に集い、「少年少女消防クラブフレンドシップ2007」が開催されました。

少年消防クラブは、おおむね10歳以上15歳以下の少年少女により編成され、少年少女たちが火についての問題を「身近な生活の中から見だし、互いに研究し、その結果を自分たち自身で実行し、周囲の人々に火災予防を啓蒙する」ことを目的とした組織です。

主な活動内容は、「防火・防災に関する研究発表、ポスター等の作成・掲示、学校放課後の校内点検、実地見学など」です。なお、平成18年5月1日現在、全国で5,530クラブ、クラブ員約44万人、指導者約1万6千人が活動しています。

全国少年消防クラブ運営指導協議会(会長：消防庁長官)では、優良な少年消防クラブ及び指導者の活動について、クラブ員や指導者の意識高揚とクラブ活動の活性化を図ることを目的に、昭和29年から毎年、優良少年消防クラブ及び指導者の表彰を行っています。平成17年度までに、特に優良な少年消防クラブとして763団体、優良な少年消防クラブとして1,365団体、優良な指導者として683名をそれぞれ表彰しています。

今回の「少年少女消防クラブフレンドシップ2007」は、第1部を「表彰式」、第2部及び第3部を「アトラクシ

ョン」という構成で実施しました。

第1部の「表彰式」では、消防庁長官から「特に優良な少年消防クラブ」(表彰旗)15団体、「優良な少年消防クラブ」(表彰楯)27団体、「優良な指導者」(表彰状)3名が表彰を受け、その後、受賞団体を代表して福井県の坂井市立平章小学校少年消防クラブから謝辞が述べられました。

第2部では、都民と消防のかけ橋として、演奏活動を通じて都民の皆様には防火・防災を呼びかけている東京消防庁音楽隊による演奏が行われ、第3部では、口からトランプを出すマジックでお馴染みの、ふじいあきらさんによるマジック&トークショーが披露されました。

今回、この「少年少女消防クラブフレンドシップ2007」に参加した少年消防クラブの皆さんは、「自分で守ろう みんなで守ろう」を合言葉に、一人でも多くの仲間とともに日頃の活動にさらに励み、家庭や学校あるいは地域で、防火・防災の輪を広げていくリーダーとしての活躍が期待されています。

また、少年消防クラブの活動を充実していくためには、指導者の方々の熱意が不可欠です。指導者の方々には、今後とも少年消防クラブの育成指導のほど、よろしくお願ひします。



高部正男消防庁長官の挨拶



表彰される少年消防クラブ

全国初！ 「総務省消防庁消防団協力事業所表示証」の交付

防災課

消防団員の確保が地域の防災力を維持していく上で大きな課題となっていますが、消防団員の確保が難しくなっている理由の一つとして、就業構造の変化があげられます。実際、サラリーマンやOLといった被雇用者の割合は、全消防団員の約7割に達しています。

このため、消防庁では、消防団員の確保に協力したり、従業員の消防団活動への配慮をしている事業所等に対して、消防団への協力の証として表示証を交付することにより、事業所の社会貢献を広く紹介する「消防団協力事業所表示制度」を創設しました。

この制度には、消防庁長官が認定する「総務省消防庁

消防団協力事業所表示制度」と市町村長等が認定する「市町村等消防団協力事業所表示制度」があり、「総務省消防庁消防団協力事業所表示制度」については平成19年1月1日から運用を開始しています。

このたび、都道府県の推薦を受けて、本制度構築後初めて「総務省消防庁消防団協力事業所表示証」を下記の事業所に交付しました。

今回、高部正男消防庁長官から表示証を交付された「太平洋セメント株式会社大船渡工場」と「株式会社フタバ伊万里」は、従業員の消防団への入団、消防団活動への積極的配慮等が認められたものです。



《表示証交付事業所》

岩手県 太平洋セメント株式会社 大船渡工場（写真右）

消防庁 長官 高部正男（写真中央）

佐賀県 株式会社フタバ伊万里（写真左）

消防活動が困難な地下空間等における活動支援情報システム公開実験

特殊災害室

1. 実験の目的

平成13年度から消防庁で検討及び開発を進めてきた「消防活動が困難な地下空間等における活動支援情報システム」に関し、平成18年度は実際に消防隊が災害現場で活用するという観点に立ち、さらに改良（※①②）を進め、試作機を開発行ってきました。

今回、その開発成果を確認するとともに、消防関係者等にその内容を広く周知するため、公開実験を以下のとおり実施しました。

※① 地下の見通しが利かない場所であっても通信環境が確実に構築できるよう、消防隊員が実際の救助活動の際に使用する救助ロープ形状の情報通信システム（LANケーブル等）を開発しました。

※② 従来よりも安価で消防隊が簡易に操作することができるジャイロ（センサー）を利用した位置特定システムへと改良しました。



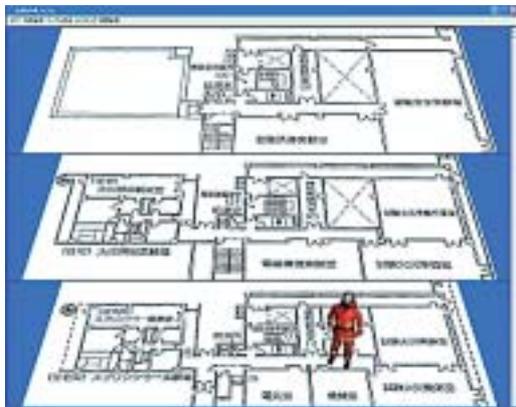
位置特定システム



半導体ジャイロ



情報通信システム (AP)



位置情報システム

2. 実験日及び実験場所

日時：平成19年3月22日(木) 14時00分から15時30分

場所：消防大学消防研究センター

情報管理棟及び建築防火研究棟

3. 実験内容

- (1) 平成13年度からの開発経過に関する説明
- (2) 平成18年度の開発状況及び開発機器に関する説明
- (3) デモンストレーション1

建築防火研究棟1階を災害現場と想定し、同研究棟1階の通路及び部屋の中を2名の仮想消防隊員が検索活動する様子を、現地指揮本部(情



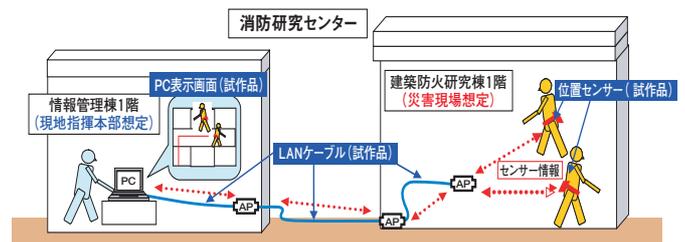
デモンストレーション風景

報管理棟1階を想定)に設定された表示システム上(ノートパソコン画面に表示された研究棟1階平面図)で、活動する隊員の表示状況の確認を行いました。

- (4) デモンストレーション2

情報管理棟1階通路部分を災害現場と想定し、仮想消防隊員2名(東京消防庁協力)が実際に試作機一式を持ち運び、システムの設定を行いました。

【実験概要図】



4. まとめ

デモンストレーション1の仮想消防隊員による通路及び部屋内の検索活動中の位置情報は、位置表示システムの図面上で確認することができました。また、デモンストレーション2ではシステムの設定を行い、実際の災害現場で活用するイメージを持つことが出来ました。

これらのシステムは、今後、消防大学消防研究センター1階に展示します。

救急救命士病院実習の啓発広報用ポスターの配布について

救急企画室

平成16年7月から救急救命士による気管挿管、平成18年4月から同じく薬剤投与が開始されるなど、救急救命士の行うことのできる処置範囲の拡大に伴い、今までの救急救命士新規養成に伴う病院実習及び再教育に伴う病院実習に、さらに気管挿管、薬剤投与の追加講習に伴う病院実習が加わり、救急救命士が病院内で医師の指導の下に実習を行う機会が増加しています。

この病院実習は、実習を受け入れている病院に入院している患者や救急車等で来院する患者に対して指導医師の指導監督の下に行うものですが、本来これらの患者に対して事前に行うべきインフォームドコンセント（説明と同意）が、必ずしもできていないケースも多くみられます。

このような救急救命士の病院実習を円滑に進めるには、①救急救命士が病院で患者に対して実習を行っていること、②救急救命士の病院実習を受け入れている病院があること、③救急救命士の病院実習は現場の救急活動の質の向上に必要不可欠であること、④救急救命士の病院実習には患者の協力が必要であることについて、広く国民に広報し、十分に理解してもらう必要があることから、救急救命士の病院実習についての啓発広報用ポスターを作成しました。

1. ポスターの配布目的

救急救命士の病院実習に対する国民の理解を深めること。

2. ポスター作成の意図

消防庁では、このポスターを目にした多くの皆様が次の事項に理解を示され、救急救命士の病院実習にご協力いただけることを期待しています。

- (1) 救急救命士の病院実習の存在
- (2) 救急救命士の実習受け入れ病院の存在
- (3) 救急活動の質の向上のための病院実習の必要性
- (4) 救急救命士の病院実習に対する患者の理解と協力

3. 後援団体

- (1) 救急振興財団

- (2) 全国消防長会
- (3) 全国自治体病院協議会
- (4) 全日本病院協会
- (5) 日本医療法人協会
- (6) 日本救急医学会
- (7) 日本救急医療財団
- (8) 日本蘇生学会
- (9) 日本病院会
- (10) 日本麻酔科学会
- (11) 日本臨床救急医学会（以上50音順）
- (12) 厚生労働省

4. ポスターの概要

- (1) ポスターサイズはB2サイズ、カラー印刷
- (2) 印刷枚数は8万枚
- (3) 47都道府県消防防災主管部局を通じて各消防本部へ配布
- (4) 掲出場所は、医療機関、保健衛生機関、公的機関、消防機関及び人々が集まるような施設
- (5) 掲示期限は平成21年6月末
- (6) モデルは女優の遠藤久美子さん



救急救命士病院実習の啓発広報用ポスター

消防団ホームページに新たなサイトを追加

防災課

大規模災害や有事における国民保護の必要性から考えると、消防団は、地域住民の安心・安全を確保するために欠かせない組織で、今後とも大いに活躍することが期待されております。

そして、現在の消防団員の約7割が被雇用者であることから、消防庁では、被雇用者団体の活動環境を整備するために「消防団協力事業所表示制度」を実施しました。

この制度の趣旨や内容を効果的に広報するために消防庁ホームページ（トップページ）及び消防団ホームページに新たなサイトを追加しましたのでお知らせします。

また、消防団員入団促進についてもサイトを開設しています。

消防団ホームページURL

<http://www.fdma.go.jp/syobodan>

〈追加サイト〉

「消防団協力事業所表示制度始まる。」



ここを  click!!



「消防団協力事業所表示制度」始まる。

消防団協力事業所表示制度とは、事業所の防災活動への協力が社会貢献として広く認められる同時に、事業所の協力を促して、地域防災体制がより一層充実されることを目的とした制度です。

「消防団協力事業所」として認められた事業所は、取得した表示証を社内に掲示でき、表示証のマークを自社ホームページなどで広く公表することができます。

是非、多くの事業所の皆さまの参加を期待しております。

- 消防団協力事業所表示制度について
- 消防団協力事業所表示イメージ図

「消防団協力事業所表示証」を交付された事業所紹介

- 消防団（ホームページ）表示証交付
- 消防団（チラシ/バー）表示証交付

※随時、更新します。 ※ロゴマークをダウンロード

消防団員入団促進キャンペーン

消防防災ヘリコプター複数機による航空消防活動に係る運用マニュアル作成検討会の検討結果(概要)

応急対策室

1. 検討の背景と目的

平成15年の消防組織法改正による都道府県の航空消防隊や緊急消防援助隊の法制化等に基づく消防防災ヘリコプターによる航空消防体制の充実・強化に伴い、豪雨災害、地震災害、大規模林野火災、集団救急事故等において複数の消防防災ヘリコプターが集結し、活動する機会が多くなっています。

そこで消防庁では、平成18年8月に「消防防災ヘリコプター複数機による航空消防活動に係る運用マニュアル作成検討会」(以下「検討会」という。)を設置し、複数の消防防災ヘリが連携した航空消防活動を、安全かつより効果的に行うための運用マニュアル及び運用マニュアルの習熟と複数機運用能力の向上を目的とした図上訓練モデルの検討、作成及び検証を行いました。

2. 検討経過

検討会の設置から平成19年3月までの間、検討会では、会議による運用マニュアル及び図上訓練モデルの検討、作成を行ったほか、運用マニュアルを検証するための実機を用いた実証飛行、図上訓練モデルを作成するための実証訓練を実施しました。

3. 運用マニュアル

消防防災ヘリコプター複数機による航空消防活動を実施する場合、被災地の航空消防隊は、自隊のヘリコプターによる活動に加えて、応援消防防災ヘリコプターの受け入れ、活動の支援等、極めて多岐にわたる活動を行うことになります。

このことから、検討会では、林野火災等において現に行われている消防防災ヘリコプター複数機の連携活動を





もとに、広域航空消防応援により集結した消防防災ヘリコプター複数機が、安全かつより効果的に運用されるための体制を体系化することとしました。

検討会により検討、作成された運用マニュアルは、現地指揮本部、航空消防隊基地(航空消防隊本部)、航空部隊(統制ヘリコプター)という体制を体系化することで、最高指揮者の指揮の下、これらが密接に連携して航空消防活動を実施するための指針としています。

4. 実証飛行



実証飛行状況：於本田エアポート

平成18年11月22日、埼玉県の本田エアポートにおいて、消防防災ヘリコプター6機を用いた実証飛行を実施しました。

この実証飛行は、埼玉県防災航空隊ほか多数の機関の協力の下、運用マニュアルを検証するため、集結場所への参集、複数機による多数傷者救急搬送訓練及び林野火災想定運用訓練(消火活動)を行ったものです。



実証飛行状況：於本田エアポート

5. 図上訓練モデル



図上訓練状況：於京都市消防局

平成19年3月2日、京都市消防局において、複数機運用を実施する責任者や担当者による図上訓練を実施しました。

この訓練は、京都市消防局のほか多数の機関の協力の下、実際の災害発生時とできるだけ近似した状態を疑似的に経験できるような図上訓練モデルを作成するために行ったものです。



図上訓練状況：於京都市消防局

6. 今後の航空消防活動体制

多種多様な災害時の航空消防活動に際して、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」並びに各市町村及び都道府県において定められている受援・応援計画と併せて、運用マニュアル及び図上訓練モデルが活用されることにより、円滑な航空消防活動体制が構築されることを期待します。

消防防災ヘリコプター複数機による 航空消防活動に係る運用マニュアル作成検討会委員

(敬称略)

(座長)

松丸 廣孝 日本電気株式会社

(副座長)

輪形 敏和 財団法人京都市防災協会

(委員)

菅野 史恭 仙台市消防局

清水 敏幸 東京消防庁

石川 和滋 名古屋市消防局

野口 宏幸 京都市消防局

辻埜 孝義 大阪市消防局

岡 賢一郎 福岡市消防局

吉沢 俊二 埼玉県防災航空隊



TOCHIGI



栃木県 宇都宮市消防本部
消防長 狐塚和男

50万都市として新たなスタート

宇都宮市は平成19年3月31日、上河内町、河内町と合併し人口50万人の都市として新たなスタートを切りました。栃木県中央部に位置し、東京から100km圏にあり、東北新幹線や東北自動車道、北関東自動車道など交通の



3月25日にオープンした宇都宮城址公園

便に恵まれるとともに、国際リゾート地である日光や那須にも近接しています。このように、首都圏の持つ機能を活用できる一方、豊かな自然

にも恵まれ、栃木県の政治・経済・文化の中心地であると同時に、首都圏の北の拠点を目指しています。

合言葉は「おもてなし日本一のまち」

宇都宮は餃子の美味しいまちとしても有名で、県外からもたくさんの観光客が訪れ、行列ができる店が多数あります。合言葉は「おもてなし日本一のまち」。マップ片手に、お昼に餃子を食べ、夜はジャズを聴きながらカクテルで乾杯、こんな楽しみ方ができるのが宇都宮です。



宇都宮市の郷土玩具「黄鮒」

消防体制

当本部は、4課3署11分署で組織し、455人(定員)の消防職員と2,150人(定員)の消防団員で市民の安心・安全の確保に努めています。なお、市の東部地区の消防力を強化するため、平成20年4月開署を目的に、現在、東消防署(仮称)を建設中です。消防の各種訓練はもとより、

市民の防災訓練など多用途に活用できる施設を目指しています。

平成18年中の管内における火災件数は208件、前年から68件減少しました。今後も消防訓練やイベントを通じて火災予防広報に努めていきます。また、救急車の適正利用の広報など救急需要増加対策の取組みが実ったのか、毎年増加してきた救急件数は、平成18年中は前年より16件減少し、1万7,626件でした。

平成16年には高機能消防指令センターを整備し、発信地情報、車両動態管理、直近車両の出動指令などを導入し、的確な出動の確保とレスポンスタイムの短縮を図りました。特に救急出場のレスポンスタイムは、平成15年中、6分12秒だったものが、平成18年中は5分12秒と大幅な短縮が実現できました。

去年の11月11日・12日、緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練を本市で開催しました。1都9県から参加部隊200隊、721人の参加をいただき、



平成18年度緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練

部隊技術や連携活動の向上を図りました。各都市の皆さんには大変お世話になりました。

おわりに

広範多岐にわたる消防ニーズへの的確な対応が求められる一方、消防指令業務の共同運用や消防の広域化など、取り組むべき課題がたくさんあります。当本部は、将来にわたって市民の暮らしの安心・安全を確保するため、組織が進むべき方向性や、推進すべき事業を明らかにするとともに、それらを組織全体で共有しながら、職員一丸となって取り組んでいきます。

市民向け「救急手当ポケットマニュアル」を作成

横浜市安全管理局

横浜市安全管理局戸塚消防署は、市民向けに「救急手当ポケットマニュアル」を作成しました。これは救命講習や心肺蘇生法の指導を受けても、時間が経てば忘れがちになることから、心肺蘇生法を記したカードがあれば、現場に直面した時でも手順を確認することができ、勇気付けられるのでは、との考えから作成したものです。カードは、常に持ち歩けるよう、二つ折りのポケットサイズで、濡れても大丈夫なように表面をコーティング加工し、大きく見やすい文字とイラストで、視覚的にも分かりやすくなっています。



救急手当ポケットマニュアル

中国人研修生に防火指導を実施

東大阪市消防局

東大阪市消防局西消防署は3月14日、市立勤労市民センターと八戸ノ里公園において、大阪服装縫製工業組合が招いた中国縫製研修生169名に、文化及び生活環境の違いから発生する火災を予防するために防火指導を実施しました。当日は、防火ビデオ(中国語吹き替え版)や座学(通訳有)による指導を受けた後、119番通報の訓練と初期消火訓練を体験しました。日本で生活する上で身近に起こりうる可能性のある火災予防について呼びかけると、研修生達は言葉の壁を越えて真剣な眼差しで取り組んでいました。



消火器の取扱い訓練を行う研修生

消防通信

望

楼

ぼうろう

姫路市防災センターがオープン

姫路市消防局

姫路市が建設を進めていた「姫路市防災センター」が完成し、4月1日オープンしました。センターは鉄筋6階建て(延床面積6,614㎡)で、施設内には最新のICTを駆使したシステムを備え、消防指令センター、本部直轄隊を置くほか、国民保護対策本部や緊急対処事態対策本部等の機能を持たせ、姫路市の消防防災・危機管理体制の中核拠点となります。また、センターの隣にある体験学習施設「ひめじ防災プラザ」では、災害の疑似体験を通じ、避難・消火等の方法や災害に関する知識を学ぶことができます。



姫路市防災センターの全景

改修予定の地下式し尿水槽内で酸欠救助訓練を実施

土佐市消防本部

土佐市消防本部は3月13日、仁淀川下流衛生事務組合において、改修予定の地下式し尿受入水槽を使用し、酸欠救助訓練を実施しました。訓練は、改修工事に携わる改修事業者や職員の事故発生に備え、消防機関との連携強化を目的に実施したもので、「し尿受入棟内を点検中の職員が水槽内に転落し倒れている」との想定で、衛生事務組合職員による通報訓練と応急措置の後、救急隊と救助隊が連携して高エネルギー外傷を受傷した要救助者に全脊柱固定を施し、水槽から地上に引き上げる実践的な総合訓練となりました。



地下式し尿受入水槽内を使っでの訓練の様子

消防通信／望楼では消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

消防大学校だより

消防大学校では、去る平成19年3月7日から15日までの9日間、2種類の新タイプの教育訓練が行われました。

■新任教官科新設 ～全国の消防学校の新任教官が集合！～

消防職員の大量退職時期を迎え、各消防学校においても新規採用職員に対する初任教育の需要が増大し、また、幹部教育や専科教育も同様に増加する見込みがあるため、消防大学校では、消防学校への技術的援助を充実しているところです。その一環として、消防学校の新任教官向けに、従来の「消防訓練教育訓練コース」を改組して新たに学科として位置付けることとしています。

「新任教官科第1期」には、全国の消防学校や消防本部から67名の学生が入校し、消防学校の学生教育に必要な専門的知識・技術等の修得を図りました。具体的には、教育心理学、教育技法や話し方技法、そして、消防人としての第一歩を踏み出す初任学生のメンタル面をサポートできるようにメンタルヘルスについても学習しました。また、教育専門家による実践的な講義演習を実施するなどして、教育上のノウハウを学んだほか、消防学校教育にかかる課題研究討議を通じて、各消防学校における問題点や課題についての現状分析と対策等について議論しました。特に課題研究では、事前に持ち寄った研究テーマを班ごとに研究討議

し、各消防学校の事例や考え方等を踏まえ、その成果を発表するなど活発な意見交換が行われました。

新任教官科の卒業生が、消防大学校で学んだことを全国各地の消防学校における教育現場において活かしていただき、活躍されることを教職員一同祈念しております。



課題研究発表を行う新任教官科の学生

■緊急消防援助隊教育科 高度救助コース新設

大規模な災害が発生した場合、出場した全国の救助隊員は、それぞれが連携し、より効果的な救助活動を実施しなければなりません。このため、消防大学校では、特別高度救助隊、高度救助隊の隊長等を対象に高度救助コースを実施し、より充実した内容の教育を行うこととしました。

座学では、救助行政の現況、広域消防応援及び災害現場における医師との連携要領等について受講しました。また、尼崎市消防局から特別救助隊長を講師に招き、JR西日本福知山線列車事故における貴重な体験談の中から多くの教訓を学びました。

実科訓練では、平成18年度に消防庁が導入した大型ブローカー車、ウォーターカッター車について、1月に開催された特別高度救助コースと同様に体験したほか、東京消防庁第八消防方面本部の瓦礫訓練施設において画像探索機、地中音響探知機、電磁波探査装置などの高度救助資機材を使った訓練を実施し、高度救助資機材の取扱要領、救助活動現場における指揮及び現場管理要領について学びました。

また、災害事例研究では、全国で発生した災害の中か

ら学生が経験した「緊急消防援助隊の活動」、「特殊災害」、「高度救助資機材を使った効果的な訓練手法」等について、それぞれ事案の概要、教訓等貴重な体験談を発表するなど活発な意見交換が行われました。



画像探索機、地中音響探知機を使って瓦礫の中を検索する高度救助コースの学生

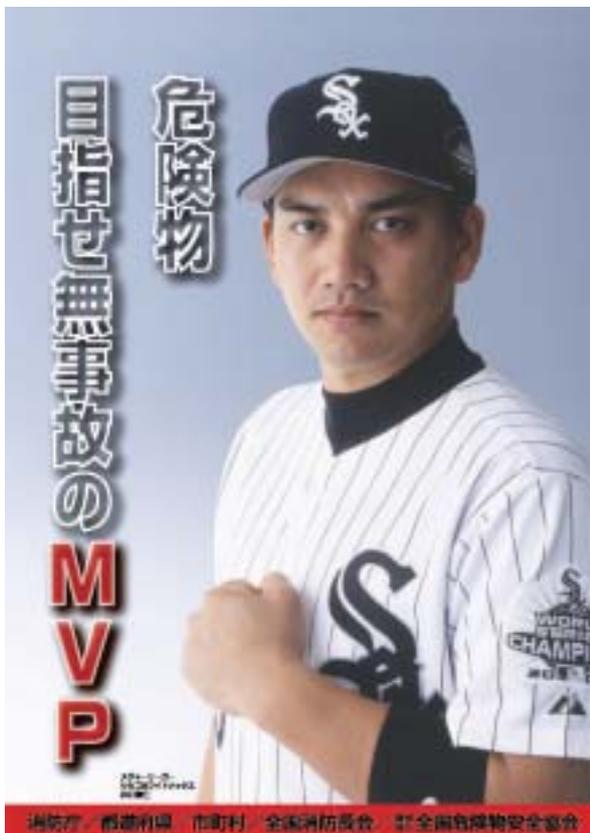
6月3日～9日は「危険物安全週間」

危険物保安室

消防庁では、危険物の保安に対する意識の高揚・啓発を推進するため、毎年6月の第2週を「危険物安全週間」とし、地方公共団体、全国消防長会及び財団法人全国危険物安全協会と共催で危険物関係事業所に保安確保を呼びかけるとともに、広く国民の方々に対して危険物の保安についての啓発活動を展開しています。

平成19年度は、6月3日(日)から6月9日(土)までの7日間を危険物安全週間とし、危険物保安功労者等表彰式、講演会及び危険物安全週間推進ポスターの作成、配布などの推進事業を実施していきます。

平成19年度危険物安全週間推進ポスター



モデル 井口資仁さん (メジャーリーガー)

重点実施項目(概要)

(1) 危険物施設における保安体制の整備促進

立入検査の集中的実施、危険物事業所への周知等により、危険物施設の保安体制の整備促進を図ること。

ア. 危険物施設における保安体制の整備促進

イ. 自主保安体制の構築

ウ. セルフスタンドにおける安全対策の推進

(2) 危険物に関する知識の啓発普及等

ア. 危険物安全週間の趣旨の徹底

イ. 講演会、研修会等の開催

ウ. 関係者が一体となった取組みの推進

平成19年度(第6回)危険物事故防止対策論文

事故防止の推進に資するため、危険物保安技術協会と共催で実施しているものであり、応募のあった65編のうちから、次の2編が消防庁長官賞に決定されました。

(応募数65編)

消防庁長官賞(2編)

受賞者 東ソー株式会社 はやもと かずのり 早本 一則

論文名 “私達の技術の伝承”

「プロセスヒヤリハット事例などの教育活用について」

受賞者 東京消防庁 なかつぼ ゆたか 中坪 豊

論文名 「老朽化した地下貯蔵タンク等の漏えい事故防止推進方策について」

(敬称略)

消防庁人事

平成19年3月31日付

| 氏名 | 新 | 旧 |
|-------|--|---|
| 三好勝則 | 退職 | 消防大学校長 |
| 田谷 聡 | 出向（総務省大臣官房付へ）（国立大学法人一橋大学大学院法学研究科教授） | 消防・救急課救急企画室長 |
| 重松 秀行 | 退職 | 国民保護・防災部防災課応急対策室長 |
| 田中 豊 | 出向（総務省大臣官房付へ）（財）救急振興財団事務局審議役兼救急救命東京研修所副所長兼救急救命東京研修所総務部長事務取扱 | 国民保護・防災部防災課防災情報室長 |
| 吉村 修 | 長官付 退職（川崎市消防局参事（石油コンビナート対策担当）へ） | 危険物保安技術協会業務企画部長 |
| 尾川 義雄 | 総務課課長補佐 退職（横浜市安全管理局警防部計画課担当課長・調査係長事務取扱へ） | 東京消防庁消防技術安全所危険物質検証課長 |
| 早川 和一 | 出向（総務省大臣官房秘書課課長補佐へ）（財）地域創造総務部総務課長兼総務部振興助成課長）免 総務課会計監査専門官 | 総務課主幹・総務課会計監査専門官事務取扱 |
| 時岡 宏彰 | 総務課主査 退職（独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構石油備蓄機動グループ石油環境安全チームサプリダー 併任 石油ガス環境安全チームサプリダーへ） | 危険物保安技術協会危険物等事故防止技術センター企画調査課 |
| 新納 恵輔 | 併任解除 | 総務省大臣官房秘書課 併任 総務課 |
| 工藤 弘樹 | 総務課 退職（青森地域広域消防事務組合消防本部警防課へ） | 危険物保安技術協会業務企画部企画課 |
| 松坂 竜男 | 総務課 退職（危険物保安技術協会タンク審査部タンク審査課主任検査員へ） | 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構石油備蓄機動グループ石油環境安全チームサプリダー 併任 石油ガス環境安全チームサプリダー |
| 西川 幸夫 | 退職（京都市消防局安全救急情報通信課長へ） | 消防・救急課課長補佐 |
| 佐々木 靖 | 退職（札幌市消防局警防部救急課救急需要担当係長へ） | 消防・救急課救急企画室救急企画係長 |
| 鈴木 康幸 | 退職（危険物保安技術協会業務企画部長へ） | 予防課設備専門官 併任 予防課理事官 |
| 會田 幸子 | 退職（東京消防庁大井消防署警防課長へ） | 予防課予防係長 |
| 坂倉 丈夫 | 退職（三重県防災危機管理部消防・保安課へ） | 予防課企画調整係長 併任 予防課制度係長 |
| 秋葉 洋 | 退職（東京消防庁参事兼整備課課長事務取扱へ） | 予防課危険物保安室理事官 |
| 田中 経康 | 退職（川崎市消防局川崎消防署主幹（警防統括）へ） | 予防課危険物保安室課長補佐 |
| 松本 穂高 | 退職（さいたま市消防局予防部査察指導課課長補佐兼危険物係長事務取扱へ） | 予防課危険物保安室危険物第一係長 |
| 三根 徳男 | 退職（危険物保安技術協会危険物等事故防止技術センター企画調査課課長代理 併任 土審査部土審査課課長代理へ） | 予防課危険物保安室パイプライン係長 |
| 鈴木 健志 | 退職（神戸市消防局消防学校へ） | 予防課危険物保安室 |
| 鈴住 智文 | 退職（京都市消防局防災危機管理室担当部長へ） | 予防課特殊災害室理事官 |
| 金子 正和 | 退職（川崎市消防局予防部危険物課主査（コンビナート指導）へ） | 予防課特殊災害室コンビナート保安係長 併任 予防課特殊災害室コンビナート審査係長 |
| 安藤 勝 | 退職（千葉県消防局稲毛消防署予防課長へ） | 国民保護・防災部防災課課長補佐 |
| 藤田 和久 | 退職（静岡県総務部防災局防災情報室主幹へ） | 国民保護・防災部防災課震災対策専門官 併任 国民保護・防災部防災課課長補佐 併任 国民保護・防災部防災課応急対策室課長補佐 |
| 小松 恭和 | 出向（総務省大臣官房秘書課課長補佐へ）（地方公務員災害補償基金総務課次長兼 監事付）併任解除 | 国民保護・防災部防災課地域情報把握専門官 併任 国民保護・防災部防災課国民保護運用室課長補佐 併任 国民保護・防災部国際協力官 併任 国民保護・防災部参事官補佐 |
| 山城 芳生 | 退職（大阪市消防局警防部警備方面隊警備方面副隊長へ） | 国民保護・防災部防災課地域情報把握専門官 併任 国民保護・防災部防災課国民保護運用室課長補佐 併任 国民保護・防災部防災課応急対策室課長補佐 併任 国民保護・防災部参事官補佐 |
| 永作 卓士 | 出向（総務省大臣官房秘書課主査へ）（公営企業金融公庫融資部融資第一課企業債貸付係長） | 国民保護・防災部防災課防災企画係長 |
| 所 健一郎 | 退職（北海道総務部財政局財政課主査へ） | 国民保護・防災部防災課地域防犯係長 併任 国民保護・防災部防災課原子力災害係長 |
| 太田 和弘 | 退職（北九州市消防局防災対策部防災課防災係長へ） | 国民保護・防災部防災課消防団係長 |
| 鈴木 恭太 | 退職（愛知県防災局防災危機管理課主任（政策・企画グループ）へ） | 国民保護・防災部防災課 |
| 中越 康友 | 退職（広島市消防局危機管理部危機管理担当課長へ） | 国民保護・防災部防災課国民保護運用室運用係長 併任 国民保護・防災部防災課国民保護運用室テロ対策係長 |
| 西原 健治 | 退職（東京消防庁深川消防署有明分署長へ） | 国民保護・防災部防災課応急対策室課長補佐 併任 国民保護・防災部防災課地域情報把握専門官 併任 国民保護・防災部参事官補佐 |
| 水越 文広 | 退職（東京消防庁救急部救急管理課救急情報係長へ） | 国民保護・防災部防災課防災情報室情報企画係長 併任 国民保護・防災部防災課防災情報室通信企画係長 |
| 石山 英顕 | 出向（総務省大臣官房秘書課課長補佐へ）（宮城県企画部次長）併任解除 | 国民保護・防災部参事官補佐 併任 国民保護・防災部防災課防災情報室課長補佐 併任 国民保護・防災部防災課地域情報把握専門官 併任 国民保護・防災部防災課国民保護運用室課長補佐 |
| 堤 康弘 | 退職（横浜市安全管理局総務部総務課課長補佐へ） | 国民保護・防災部参事官付救助係長 |
| 関 政彦 | 退職（東京消防庁参事兼救急管理課長事務取扱へ） | 消防大学校副校長 |
| 飯塚 謙二 | 出向（総務省大臣官房付へ）（地方公務員災害補償基金経理課長） | 消防大学校庶務課長 |
| 渡部 勇市 | 定年退職 | 消防大学校消防研究センター技術研究部上席研究官 |
| 吉原 浩 | 退職（危険物保安技術協会技術審議役へ） | 消防大学校消防研究センター火災災害調査部主幹研究官 |

平成19年4月1日付

| | | |
|--------|--|--|
| 三宅 義彦 | 消防大学校長 併任 内閣官房内閣審議官（内閣広報室）命内閣官房「美しい国づくり」推進室長 | 自治大学校副校長 併任 内閣官房内閣審議官（内閣広報室）命内閣官房「美しい国づくり」推進室長 |
| 幸田 雅治 | 出向（総務省自治行政局行政課長 併任 内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）） | 総務課長 |
| 長谷川 彰一 | 総務課長 | 消防・救急課長 |
| 高尾 和彦 | 消防・救急課長 | 総務省大臣官房付 |
| 大泉 淳一 | 消防・救急課救急企画室長 | 総務省大臣官房付 |
| 瀧田 省司 | 出向（総務省自治財政局公営企業課地域企業経営企画室長へ）併任解除 | 国民保護・防災部防災課国民保護室長 併任 内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付） |
| 平口 愛一郎 | 国民保護・防災部防災課国民保護室長 併任 内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付） | 総務省大臣官房付 |
| 菊池 雄三 | 国民保護・防災部防災課応急対策室長 | 総務省大臣官房企画官 |
| 長尾 一郎 | 国民保護・防災部防災課防災情報室長 | 京都市消防局安全救急部担当部長 |
| 中小路 昌弘 | 出向（総務省自治行政局市町村課理事官へ）併任解除 | 総務課政策評価広報官 併任 総務課理事官 |
| 三宅 正芳 | 総務課政策評価広報官 併任 総務課理事官 | 総務省自治税務局市町村税課理事官 |
| 菊地 健太郎 | 出向（総務省自治行政局地域振興課課長補佐 併任 自治行政局地域振興課課長補佐へ） | 総務課課長補佐 |
| 大塚 大輔 | 総務課課長補佐 併任 予防課消防技術政策室課長補佐 | 総務省大臣官房秘書課課長補佐 |
| 原 尻 賢司 | 総務課主幹・総務課会計監査専門官事務取扱 併任解除 | 総務省大臣官房秘書課主査 併任 消防大学校庶務課主幹 |
| 阿部 龍 | 出向（総務省自治行政局選挙部管理課主幹へ） | 総務課総務係長 |
| 村井 隆一 | 総務課総務係長 | 総務省自治行政局市町村課住民台帳第一係長 併任 自治行政局市町村課住民台帳第二係長 |
| 伊藤 要 | 総務課企画係長 併任 予防課消防技術政策室主査 | 予防課設備係長 併任 予防課消防技術政策室主査 |
| 瀧田 裕正 | 総務課広報係長 | 消防・救急課財政係長 |
| 佐藤 茂 | 併任解除 | 総務課会計第一係長 併任 総務課会計第二係長 |
| 安岡 寛 | 総務課会計第二係長 | 総務省大臣官房秘書課主査 |
| 野口 洋隆 | 総務課主査 | 総務課 |
| 黒川 賢一郎 | 出向（総務省自治財政局財政課へ） | 総務課 |
| 伊良部 直 | 併任 総務課 | 総務省大臣官房秘書課 |
| 青木 秀幸 | 併任解除（総務省自治税務局固定資産税課償却資産係長へ） | 総務省大臣官房秘書課 併任 総務課 |

| 氏名 | 新 | 旧 |
|---------|---|--|
| 田部井 篤 史 | 併任解除 (総務省自治税務局固定資産税課へ) | 総務省大臣官房秘書課 併任 総務課 |
| 白 井 智 彦 | 総務省大臣官房秘書課 併任 消防庁総務課 | 総務省大臣官房秘書課 |
| 岩 瀬 大 介 | 併任 総務課 | 総務省大臣官房秘書課 |
| 坂 本 英 昭 | 併任解除 総務課 | 総務省大臣官房秘書課 併任 大臣官房会計課 併任 総務課 |
| 下 仲 宏 卓 | 出向 (総務省自治行政局合併推進課課長補佐 併任 自治行政局市町村課課長補佐へ) | 消防・救急課課長補佐 |
| 仲 村 吉 広 | 消防・救急課広域化推進専門官 併任 消防・救急課課長補佐 | 総務省大臣官房秘書課課長補佐 併任 自治大学校教授 |
| 佐 竹 幹 夫 | 消防・救急課課長補佐 | 京都市消防局総務部人事担当課長 |
| 高 井 龍 一 | 出向 (総務省大臣官房秘書課課長補佐へ) (国土交通省都市・地域整備局地方整備課課長補佐) 併任解除 | 消防・救急課主幹 併任 消防・救急課救急企画室主幹 |
| 木 本 光 彌 | 消防・救急課主幹 併任 消防・救急課救急企画室主幹 | 総務省自治行政局公務員部公務員課公務員第一係長 |
| 田 浦 武 徳 | 消防・救急課財政係長 | 総務省大臣官房秘書課主査 |
| 小 林 明 男 | 併任 消防・救急課広域化推進係長 | 消防・救急課警防係長 |
| 池 田 朝 彦 | 併任 消防・救急課 | 総務省大臣官房秘書課 |
| 松 野 忍 | 消防・救急課救急企画室課長補佐 | 川崎市消防局川崎消防署警防第2課長 |
| 奥 山 廣 志 | 消防・救急課救急企画室救急企画係長 | さいたま市消防局見沼消防署管理指導課副主幹 |
| 渡 辺 剛 英 | 予防課設備専門官 併任 予防課課長補佐 | 予防課違反処理対策官 併任 予防課課長補佐 |
| 三 浦 宏 | 予防課違反処理対策官 併任 予防課課長補佐 | 千葉市消防局予防部予防課担当課長 |
| 楠 田 勝 彦 | 出向 (国土交通省住宅局建築指導課建築安全調査室課長補佐へ) 併任解除 | 予防課国際規格対策官 併任 予防課課長補佐 |
| 地 下 調 | 予防課国際規格対策官 併任 予防課課長補佐 | 国土交通省住宅局住宅総合整備課付 |
| 野 口 壮 弘 | 出向 (総務省自治行政局公務員部公務員課給与能率推進室課長補佐 併任 自治行政局公務員部福利課安全厚生推進室課長補佐 併任 自治行政局公務員部公務員課給与能率推進室主幹へ) 併任解除 免 予防課行政係長事務取扱 | 予防課主幹 併任 予防課消防技術政策室主幹 併任 予防課危険物保安室主幹 併任 予防課特殊災害室主幹・予防課行政係長事務取扱 |
| 新 澤 徹 也 | 予防課主幹 併任 予防課消防技術政策室主幹 併任 予防課危険物保安室主幹 併任 予防課特殊災害室主幹・予防課行政係長事務取扱・予防課危険物保安室企画調査係長事務取扱 | 総務省大臣官房秘書課主査 (公営企業金融公庫経理部資金課債券第一係長兼資金課債券第二係長) |
| 鳥 枝 浩 彰 | 予防課設備係長 併任 予防課消防技術政策室主査 | 総務課企画係長心得 |
| 徳 永 展 大 | 予防課予防係長 併任 予防課消防技術政策室主査 | 東京消防庁葛西消防署予防課査察係長 |
| 村 井 広 樹 | 予防課企画調整係長 併任 予防課制度係長 | 札幌市消防局総務部施設管理課主査 |
| 松 本 欣 也 | 出向 (総務省自治税務局都道府県税課へ) | 予防課 |
| 宮 路 拓 馬 | 予防課 | 総務省大臣官房秘書課 |
| 安 藤 毅 | 併任 予防課 | 総務省大臣官房秘書課 |
| 白 石 暢 彦 | 併任 予防課危険物保安室課長補佐 | 消防大学校教授 併任 予防課消防技術政策室課長補佐 |
| 畑 山 健 | 予防課危険物保安室課長補佐 併任解除 | 消防大学校消防研究センター技術研究部主任研究官 併任 消防研究センター火災調査部専門調査官 |
| 篠 崎 太 郎 | 出向 (総務省自治行政局行政課総務室予算係長へ) | 予防課危険物保安室企画調査係長 |
| 安 藤 真 之 | 予防課危険物保安室危険物第一係長心得 | 広島市消防局予防部予防課 |
| 赤 塚 淳一郎 | 予防課危険物保安室パイプライン係長 | 危険物保安技術協会タンク審査部タンク審査課 |
| 村 山 淳 | 予防課危険物保安室 | 総務省大臣官房秘書課 |
| 安 藤 高 広 | 出向 (総務省自治税務局市町村税課へ) 併任解除 | 予防課危険物保安室 併任 予防課 併任 予防課特殊災害室 |
| 中 尾 正 英 | 予防課危険物保安室 併任 予防課 併任 予防課特殊災害室 | 総務省大臣官房秘書課 |
| 竹 本 吉 利 | 予防課危険物保安室 併任 総務省大臣官房秘書課 | |
| 鈴木 善 彰 | 予防課特殊災害室課長補佐 | 総務省大臣官房秘書課課長補佐 |
| 小 川 晶 | 予防課特殊災害室コンビナート保安係長 併任 予防課特殊災害室コンビナート審査係長 | 川崎市消防局予防部危険物課主査 |
| 杉 原 隆 光 | 併任 国民保護・防災部防災課消防団専門官 | 国民保護・防災部防災課理事官 |
| 足 達 雅 英 | 出向 (総務省自治行政局自治政策課課長補佐へ) 併任解除 | 国民保護・防災部防災課災害対策官 併任 国民保護・防災部防災課課長補佐 |
| 志 田 文 毅 | 国民保護・防災部防災課災害対策官 併任 国民保護・防災部防災課課長補佐 | 総務省自治行政局地域振興課過疎対策室課長補佐 併任 自治行政局地域振興課課長補佐 併任 自治行政局自治政策課国際室課長補佐 |
| 山 田 哲 郎 | 国民保護・防災部防災課課長補佐 | 予防課消防技術政策室課長補佐 |
| 中 地 弘 幸 | 国民保護・防災部防災課震災対策専門官 併任 国民保護・防災部防災課課長補佐 併任 国民保護・防災部防災課応急対策室課長補佐 | 国民保護・防災部防災課航空専門官 |
| 菊 地 芳 和 | 出向 (総務省大臣官房秘書課課長補佐へ) (内閣府政策統括官 (防災担当) 付参事官 (災害復旧・復興担当) 付参事官補佐 (調整担当)) 併任解除 | 国民保護・防災部防災課主幹 併任 国民保護・防災部防災課国民保護室主幹 併任 国民保護・防災部防災課国民保護運用室主幹 |
| 伊 藤 哲 也 | 国民保護・防災部防災課主幹 併任 国民保護・防災部防災課国民保護室主幹 併任 国民保護・防災部防災課国民保護運用室主幹 | 総務省自治財政局地方債課企画係長 |
| 川 田 晴 由 | 国民保護・防災部防災課防災企画係長 | 国民保護・防災部参事官付主査 |
| 嶋 田 貴 洋 | 国民保護・防災部防災課震災対策係長 | 北海道総務部総務課主査 |
| 東 侍 郎 | 国民保護・防災部防災課原子力災害係長 併任 国民保護・防災部防災課地域防災係長 | 静岡県総務部防災局原子力安全対策室主査 |
| 織 田 修 亨 | 国民保護・防災部防災課消防団係長 | 総務省大臣官房秘書課主査 |
| 大 井 治 | 国民保護・防災部防災課主査 | 愛知県防災局防災危機管理課 |
| 秋 山 勝 則 | 出向 (総務省自治財政局交付税課へ) | 国民保護・防災部防災課 |
| 荒 川 溪 | 併任 国民保護・防災部防災課 | 総務省大臣官房秘書課 |
| 高 橋 健 二 | 国民保護・防災部防災課 | 総務省大臣官房秘書課 |
| 松 岡 秀 法 | 出向 (総務省大臣官房政策評価広報課情報公開渉外第二係長へ) 併任解除 | 国民保護・防災部防災課国民保護室企画係長 併任 国民保護・防災部防災課国民保護室企画係長 |
| 柿 山 聡 | 併任 国民保護・防災部防災課国民保護室企画係長 併任 国民保護・防災部防災課国民保護室企画係長 | 国民保護・防災部防災課国民保護運用室調整係長 |
| 千 葉 周 平 | 国民保護・防災部防災課国民保護運用室運用係長心得 併任 国民保護・防災部防災課国民保護運用室窓口対策係長心得 | 福岡市消防局予防部指導課 |
| 門 倉 徹 | 国民保護・防災部防災課応急対策室課長補佐 併任 国民保護・防災部防災課地域情報把握専門官 併任 国民保護・防災部参事官補佐 | 東京消防庁玉川消防署予防課長 |
| 榎 一 郎 | 国民保護・防災部防災課地域情報把握専門官 併任 国民保護・防災部防災課国民保護運用室課長補佐 併任 国民保護・防災部防災課応急対策室課長補佐 併任 国民保護・防災部参事官補佐 | 千葉市消防局予防部指導課主幹 |
| 大 塚 泰 史 | 国民保護・防災部防災課航空専門官 併任 国民保護・防災部防災課応急対策室課長補佐 | 大阪市消防局此花消防署警備司令長 |
| 吉 岡 正 一 | 出向 (内閣官房副長官補付へ) | 国民保護・防災部防災課防災情報室課長補佐 |
| 西 岡 雅 人 | 国民保護・防災部防災課防災情報室課長補佐 | 総務省大臣官房秘書課課長補佐 |
| 齋 藤 健 一 | 出向 (内閣官房副長官補付へ) | 国民保護・防災部防災課防災情報室情報管理係長心得 |
| 村 上 明 伸 | 国民保護・防災部防災課防災情報室情報管理係長 | 内閣官房副長官補付 |
| 櫻 井 久 也 | 国民保護・防災部防災課防災情報室企画係長 併任 国民保護・防災部防災課防災情報室企画係長 | 東京消防庁荏原消防署予防課危険物係長兼調査担当係長 |
| 村 山 卓 | 国民保護・防災部参事官補佐 併任 国民保護・防災部防災課防災情報室課長補佐 併任 国民保護・防災部防災課地域情報把握専門官 併任 国民保護・防災部防災課国民保護運用室課長補佐 | 総務省総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課課長補佐 |
| 山 崎 実 | 国民保護・防災部国際協力官心得 命国民保護・防災部参事官付国際協力係長事務取扱 | 国民保護・防災部防災課震災対策係長 |
| 山 口 篤 行 | 出向 (総務省自治行政局地域振興課主幹 併任 自治行政局地域振興課過疎対策室主幹・自治行政局地域振興課地域振興第一係長事務取扱へ) | 国民保護・防災部参事官付主幹 併任 国民保護・防災部防災課応急対策室主幹 併任 国民保護・防災部防災課防災情報室主幹 |
| 佐 藤 彰 | 国民保護・防災部参事官付主幹心得 併任 国民保護・防災部防災課応急対策室主幹心得 併任 国民保護・防災部防災課防災情報室主幹心得 | 総務省自治行政局選挙部政治資金課調査係長 併任 自治行政局選挙部政治資金課企画係長 |
| 皆 川 義 久 | 併任 国民保護・防災部参事官付救助係長 併任解除 | 国民保護・防災部参事官付国際緊急援助係長 併任 国民保護・防災部参事官付国際協力係長 |
| 阿 部 勝 男 | 消防大学校副校長 | 東京消防庁王子消防署長 |
| 宇 野 雅 憲 | 消防大学校庶務課長 | 総務省大臣官房付 |
| 番 場 芳 広 | 出向 (総務省自治税務局市町村税課主幹へ) | 消防大学校庶務課主幹 |

| 氏名 | 新 | 旧 |
|--------|---|--|
| 高島 史郎 | 消防大学校庶務課専門官 | 総務省大臣官房秘書課主査 |
| 安西 修 | 消防大学校庶務課主幹 | 総務課広報係長 |
| 佐藤 哲也 | 出向（総務省大臣官房会計課決算第二係長へ） | 消防大学校庶務課庶務係長 |
| 古川 広紀 | 消防大学校庶務課庶務係長 併任解除 | 総務省大臣官房秘書課主査 併任 消防大学校庶務課主査 |
| 川戸 淳史 | 消防大学校庶務課主査 併任解除 | 総務省大臣官房秘書課 併任 消防大学校庶務課 |
| 秋谷 武志 | 併任 消防大学校庶務課主査 | 総務省大臣官房秘書課主査 |
| 小林 民子 | 消防大学校庶務課主任 | 消防大学校庶務課 |
| 坂爪 大滋 | 併任解除（総務省自治財政局調整課へ） | 総務省大臣官房秘書課 併任 消防大学校庶務課 |
| 辻本 裕之 | 併任 消防大学校庶務課 | 総務省大臣官房秘書課 |
| 河関 大祐 | 消防大学校消防研究センター技術研究部主幹研究官 併任解除 | 消防大学校消防研究センター研究企画部主幹研究官 併任 消防大学校消防研究センター技術研究部主幹研究官 |
| 久保田 勝明 | 消防大学校消防研究センター研究企画部主任研究官 併任 消防大学校消防研究センター技術研究部主任研究官 併任解除 | 消防・救急課救急企画課長補佐 併任 予防課消防技術政策課長補佐 |
| 岩田 雄策 | 消防大学校消防研究センター研究企画部主任研究官 併任 消防大学校消防研究センター技術研究部主任研究官 併任解除 | 消防大学校消防研究センター技術研究部主任研究官 併任 消防大学校消防研究センター火災災害調査部専門調査官 |
| 寒江 幸平 | 消防大学校消防研究センター技術研究部主任研究官 | 消防大学校消防研究センター研究企画部主任研究官 |
| 篠原 雅彦 | 消防大学校消防研究センター火災災害調査部火災災害調査官 併任 消防大学校消防研究センター技術研究部 併任解除 | 消防大学校消防研究センター技術研究部 併任 消防大学校消防研究センター火災災害調査部専門調査官 |
| 廣川 幹浩 | 消防大学校消防研究センター技術研究部 | 自治体国際化協会 ニューヨーク事務所所長補佐 |
| 若月 薫 | 消防大学校消防研究センター技術研究部 | |

3月の主な通知

| 発番号 | 日付 | あて先 | 発信者 | 標 題 |
|----------------------|-------------|---------------------------------|-------------------------|--|
| 消防国第 9号 | 平成19年 3月 5日 | 各都道府県国民保護担当部(局)長 | 消防庁国民保護室長 | 市町村の国民の保護に関する計画の作成推進について |
| 消防予第 83号 | 平成19年 3月 6日 | 各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長 | 消防庁予防課長 | カラオケボックスの防火対策に関する調査結果及び違反是正の徹底について |
| 消防消第 35号 消防情第 40号 | 平成19年 3月 7日 | 各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長 | 消防庁消防・救急課長 消防庁防災情報室長 | 消防救急無線のデジタル化に係る無線方式等について |
| 消防救第 32号 | 平成19年 3月12日 | 各都道府県消防防災主管部長 | 消防庁救急企画室長 | 救急救命士病院実習の啓発広報用ポスターの配布について |
| 消防危第 59号 | 平成19年 3月12日 | 各都道府県知事 各指定都市市長 | 消防庁次長 | 危険物の規制に関する規則等の一部改正について |
| 消防消第 36号 | 平成19年 3月13日 | 各都道府県消防防災主管部長 | 消防庁消防・救急課長 | サイレンの適正な運用について |
| 消防危第 61号 | 平成19年 3月16日 | 各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長 | 消防庁危険物保安室長 | 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における給油時の安全対策について |
| 消防災第119号 | 平成19年 3月19日 | 各都道府県消防防災主管部長 | 消防庁防災課長 | 消防団員確保アドバイザー派遣制度について |
| 消防予第101号 | 平成19年 3月20日 | 各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・指定都市消防長 | 消防庁予防課長 | 住宅防火対策のさらなる推進に関する具体的実践方策等について |
| 消防特第 34号 | 平成19年 3月20日 | 関係道府県消防防災主管部長 | 消防庁特殊災害室長 | 防災規程及び共同防災規程の作成指針と概説等について |
| 消防特第 35号 | 平成19年 3月20日 | 関係道府県消防防災主管部長 | 消防庁特殊災害室長 | 石油コンビナート等特別防災区域における特定事業所の立入検査及び違反処理について |
| 消防予第 97号 | 平成19年 3月26日 | 各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長 | 消防庁予防課長 | 「火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令」、「中継器に係る技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令」及び「受信機に係る技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令」の公布について |
| 消防予第110号 | 平成19年 3月26日 | 各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長 | 消防庁予防課長 | 消防用設備等の試験基準の一部改正について |
| 消防危第 64号 | 平成19年 3月28日 | 各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長 | 消防庁危険物保安室長 | 特定屋外貯蔵タンクの浮き屋根の改修等について |
| 消防危第 66号 | 平成19年 3月28日 | 各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長 | 消防庁危険物保安室長 | 「地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について」の一部改正について |
| 消防消第 51号 | 平成19年 3月29日 | 各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長 | 消防庁消防・救急課長 | 消防ヒヤリハットデータベースの運用開始について |
| 消防消第 52号 | 平成19年 3月29日 | 各都道府県消防防災主管部長 | 消防庁消防・救急課長 | 再任用制度等の運用等に係る調査結果について |
| 消防救第 44号 | 平成19年 3月29日 | 各都道府県消防防災主管部長 | 消防庁救急企画室長 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う取扱いについて |
| 消防危第 65号 | 平成19年 3月29日 | 各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長 | 消防庁危険物保安室長 | 危険物施設の検査に係る審査の委託について |
| 消防災第132号 国河政第661号 | 平成19年 3月30日 | 各都道府県知事 各指定都市市長 | 消防庁長官 国土交通事務次官 | 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行について |
| 消防災第133号 | 平成19年 3月30日 | 各都道府県知事 各指定都市市長 | 消防庁長官 | 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行について |
| 消防災第138号 | 平成19年 3月30日 | 各都道府県知事 各指定都市市長 | 消防庁次長 | 市(町村)消防団員等公務災害補償条例(例)の一部改正について |

広報テーマ

| 5 月 | | 6 月 | |
|------------------|----------------------------|-----------------------|--------------------------------|
| ①住民に対する応急手当の普及啓発 | 救急企画室 防災課 防災課 防災課 | ①危険物安全週間 | 危険物保安室 危険物保安室 予防課 防災課 |
| ②風水害への備え | | ②セルフスタンドにおける安全な給油について | |
| ③津波による災害の防止 | | ③住宅用火災警報器等の普及促進 | |
| ④地域安心安全ステーションの整備 | | ④災害時要援護者対策の推進 | |

| 氏名 | 新 | 旧 |
|--------|---|--|
| 高島 史郎 | 消防大学校庶務課専門官 | 総務省大臣官房秘書課主査 |
| 安西 修 | 消防大学校庶務課主幹 | 総務課広報係長 |
| 佐藤 哲也 | 出向（総務省大臣官房会計課決算第二係長へ） | 消防大学校庶務課庶務係長 |
| 古川 広紀 | 消防大学校庶務課庶務係長 併任解除 | 総務省大臣官房秘書課主査 併任 消防大学校庶務課主査 |
| 川戸 淳史 | 消防大学校庶務課主査 併任解除 | 総務省大臣官房秘書課 併任 消防大学校庶務課 |
| 秋谷 武志 | 併任 消防大学校庶務課主査 | 総務省大臣官房秘書課主査 |
| 小林 民子 | 消防大学校庶務課主任 | 消防大学校庶務課 |
| 坂爪 大滋 | 併任解除（総務省自治財政局調整課へ） | 総務省大臣官房秘書課 併任 消防大学校庶務課 |
| 辻本 裕之 | 併任 消防大学校庶務課 | 総務省大臣官房秘書課 |
| 河関 大祐 | 消防大学校消防研究センター技術研究部主幹研究官 併任解除 | 消防大学校消防研究センター研究企画部主幹研究官 併任 消防大学校消防研究センター技術研究部主幹研究官 |
| 久保田 勝明 | 消防大学校消防研究センター研究企画部主任研究官 併任 消防大学校消防研究センター技術研究部主任研究官 併任解除 | 消防・救急課救急企画課長補佐 併任 予防課消防技術政策課長補佐 |
| 岩田 雄策 | 消防大学校消防研究センター研究企画部主任研究官 併任 消防大学校消防研究センター技術研究部主任研究官 併任解除 | 消防大学校消防研究センター技術研究部主任研究官 併任 消防大学校消防研究センター火災災害調査部専門調査官 |
| 寒江 幸平 | 消防大学校消防研究センター技術研究部主任研究官 | 消防大学校消防研究センター研究企画部主任研究官 |
| 篠原 雅彦 | 消防大学校消防研究センター火災災害調査部火災災害調査官 併任 消防大学校消防研究センター技術研究部 併任解除 | 消防大学校消防研究センター技術研究部 併任 消防大学校消防研究センター火災災害調査部専門調査官 |
| 廣川 幹浩 | 消防大学校消防研究センター技術研究部 | 自治体国際化協会 ニューヨーク事務所所長補佐 |
| 若月 薫 | 消防大学校消防研究センター技術研究部 | |

3月の主な通知

| 発番号 | 日付 | あて先 | 発信者 | 標 題 |
|----------------------|-------------|---------------------------------|-------------------------|--|
| 消防国第 9号 | 平成19年 3月 5日 | 各都道府県国民保護担当部(局)長 | 消防庁国民保護室長 | 市町村の国民の保護に関する計画の作成推進について |
| 消防予第 83号 | 平成19年 3月 6日 | 各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長 | 消防庁予防課長 | カラオケボックスの防火対策に関する調査結果及び違反是正の徹底について |
| 消防消第 35号 消防情第 40号 | 平成19年 3月 7日 | 各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長 | 消防庁消防・救急課長 消防庁防災情報室長 | 消防救急無線のデジタル化に係る無線方式等について |
| 消防救第 32号 | 平成19年 3月12日 | 各都道府県消防防災主管部長 | 消防庁救急企画室長 | 救急救命士病院実習の啓発広報用ポスターの配布について |
| 消防危第 59号 | 平成19年 3月12日 | 各都道府県知事 各指定都市市長 | 消防庁次長 | 危険物の規制に関する規則等の一部改正について |
| 消防消第 36号 | 平成19年 3月13日 | 各都道府県消防防災主管部長 | 消防庁消防・救急課長 | サイレンの適正な運用について |
| 消防危第 61号 | 平成19年 3月16日 | 各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長 | 消防庁危険物保安室長 | 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における給油時の安全対策について |
| 消防災第119号 | 平成19年 3月19日 | 各都道府県消防防災主管部長 | 消防庁防災課長 | 消防団員確保アドバイザー派遣制度について |
| 消防予第101号 | 平成19年 3月20日 | 各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・指定都市消防長 | 消防庁予防課長 | 住宅防火対策のさらなる推進に関する具体的実践方策等について |
| 消防特第 34号 | 平成19年 3月20日 | 関係道府県消防防災主管部長 | 消防庁特殊災害室長 | 防災規程及び共同防災規程の作成指針と概説等について |
| 消防特第 35号 | 平成19年 3月20日 | 関係道府県消防防災主管部長 | 消防庁特殊災害室長 | 石油コンビナート等特別防災区域における特定事業所の立入検査及び違反処理について |
| 消防予第 97号 | 平成19年 3月26日 | 各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長 | 消防庁予防課長 | 「火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令」、「中継器に係る技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令」及び「受信機に係る技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令」の公布について |
| 消防予第110号 | 平成19年 3月26日 | 各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長 | 消防庁予防課長 | 消防用設備等の試験基準の一部改正について |
| 消防危第 64号 | 平成19年 3月28日 | 各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長 | 消防庁危険物保安室長 | 特定屋外貯蔵タンクの浮き屋根の改修等について |
| 消防危第 66号 | 平成19年 3月28日 | 各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長 | 消防庁危険物保安室長 | 「地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について」の一部改正について |
| 消防消第 51号 | 平成19年 3月29日 | 各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長 | 消防庁消防・救急課長 | 消防ヒヤリハットデータベースの運用開始について |
| 消防消第 52号 | 平成19年 3月29日 | 各都道府県消防防災主管部長 | 消防庁消防・救急課長 | 再任用制度等の運用等に係る調査結果について |
| 消防救第 44号 | 平成19年 3月29日 | 各都道府県消防防災主管部長 | 消防庁救急企画室長 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う取扱いについて |
| 消防危第 65号 | 平成19年 3月29日 | 各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長 | 消防庁危険物保安室長 | 危険物施設の検査に係る審査の委託について |
| 消防災第132号 国河政第661号 | 平成19年 3月30日 | 各都道府県知事 各指定都市市長 | 消防庁長官 国土交通事務次官 | 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行について |
| 消防災第133号 | 平成19年 3月30日 | 各都道府県知事 各指定都市市長 | 消防庁長官 | 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行について |
| 消防災第138号 | 平成19年 3月30日 | 各都道府県知事 各指定都市市長 | 消防庁次長 | 市(町村)消防団員等公務災害補償条例(例)の一部改正について |

広報テーマ

| 5 月 | | 6 月 | |
|------------------|----------------------------|-----------------------|--------------------------------|
| ①住民に対する応急手当の普及啓発 | 救急企画室 防災課 防災課 防災課 | ①危険物安全週間 | 危険物保安室 危険物保安室 予防課 防災課 |
| ②風水害への備え | | ②セルフスタンドにおける安全な給油について | |
| ③津波による災害の防止 | | ③住宅用火災警報器等の普及促進 | |
| ④地域安心安全ステーションの整備 | | ④災害時要援護者対策の推進 | |

救急救命士 ひとつひとつの命のために

救急救命士が行える救急救命処置の範囲が広がっています。
確かな技術を習得するための
病院実習に、ご理解・ご協力をお願いします。

「一人ひとりの命を守るために、
命を救うための技術と知識の習得の
ために、実習を受け入れている病院が
あります。」(救急救命士)

※救急隊、救急隊員に加え、平成18年から
薬剤(アドレナリン)の投与が認められました。
救急救命士より高度な技術と知識の習得の
ため、実習を受け入れている病院があります。
ここでは医師の指導のもと、救急救命士が
患者さんの緊急処置に携わっています。



総務省消防庁

<http://www.fdma.go.jp>

厚生労働省

<http://www.mhlw.go.jp>

救急振興財団・全国消防長会・全国自治体病院協議会・全日本病院協会・日本医療法人協会・日本救急医学会
日本救急医療財団・日本蘇生学会・日本病院会・日本麻酔科学会・日本臨床救急医学会



救急救命士病院実習の啓発広報用ポスター

ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

※「消防の動き」は、消防庁のホームページでもご覧いただけます。